

独立行政法人国立成育医療研究センター
平成22年度業務実績評価シート

目次

評価区分	22年度計画記載項目	頁
評価シート 1	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	1
	1. 研究・開発に関する事項	1
	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	2
評価シート 2	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	8
	1. 研究・開発に関する事項	8
	(2)病院における研究・開発の推進	8
評価シート 3	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	11
	1. 研究・開発に関する事項	11
	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	11
	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）	71
評価シート 4	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	12
	2. 医療の提供に関する事項	12
	(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	13
評価シート 5	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	16
	2. 医療の提供に関する事項	16
	(2)患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供	16
評価シート 6	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	24
	2. 医療の提供に関する事項	24
	(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	24
評価シート 7	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	27
	3. 人材育成に関する事項	27
評価シート 8	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	30
	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	30

評価区分	22年度計画記載項目	頁
評価シート 9	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	33
	5. 国への政策提言に関する事項	33
	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	34
評価シート 10	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	37
	1. 効率的な業務運営に関する事項	37
	(1)効率的な業務運営体制	37
評価シート 11	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	42
	1. 効率的な業務運営に関する事項	42
	(2)効率化による収支改善	42
	2. 電子化の推進	48
評価シート 12	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	53
	3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	53
評価シート 13	第3 予算、収支計算書及び資金計画	56
	第4 短期借入金の限度額	58
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	59
	第6 剰余金の使途	60
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	61
評価シート 14	1. 施設・設備整備に関する事項	61
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	64
	2. 人事システムの最適化	64
	3. 人事に関する方針	65
	4. その他の事項	67

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 研究・開発に関する事項 センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 研究・開発に関する事項 平成22年度より臨床研究センターを設置し、研究所と病院をつないで、臨床研究の企画、立案、実施及び支援を行う中心となるような体制を構築することにより、研究所、臨床研究センター、病院という新たな体制で高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する基礎を築いていく。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 研究・開発に関する事項 研究所と病院とをつないで、臨床研究の企画・立案・実施及び支援を中心となって行う組織を構築し、高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を行っていくという観点から、平成22年4月1日に臨床研究センターを開設し、臨床試験・研究・他施設との共同研究データセンターとしての業務を開始した。主な実績は下記の通りである。 (1) 公的研究費の取得 ① 厚生労働科学研究費補助金 ② 日本学術振興会 科学研究費補助金 ③ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発（NEDO）研究開発費助成金 (2) 臨床試験・研究の支援実績 ① 臨床研究24件 （新規・継続：プロトコル作成支援、データ管理、計画検討ないし実施支援） ② 他施設との共同データセンターとしての臨床研究 12件（神経芽腫、脳腫瘍、希少疾患） 活動実績：臨床試験、観察研究、情報集積・検体保存、調査研究、コンソーシアム運営、全国の実態調査 ：臨床症例の全国登録事業・業務活動（日本小児がん学会） ：実施治験数 24件（新規・継続の企業治験、医師主導治験） (3) 先進的医療の手技開発 ヒト肝細胞移植治療：倫理申請はすべて承認を受けており、現在までに採取・保存された129例のヒト肝細胞は、本臨床試験実施のための調整段階にある。 (4) 医療機器の開発 ① 小腸移植における急性拒絶反応評価のために、蛍光内視鏡の臨床応用を進めている。 （当院移植外科グループとの共同研究） ② 超高画質ディスプレイ（NHK開発のスーパーハイビジョン）の手術画像への応用へ向けた検討（当院移植外科・脳神経外科グループとの共同研究） (5) 特許（出願・公開・承認）7件

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平 成 2 2 年 度 の 業 務 の 実 績												
（１）臨床を志向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。 ① 研究所と病院等、センター内の連携強化	（１）臨床を志向した研究・開発の推進 ① 研究所と病院等、センター内の連携強化 基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20％以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30％以上増加させる。	（１）臨床を志向した研究・開発の推進 ① 研究所と病院等、センター内の連携強化 基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、グラウンドラウンド等を共同開催する。平成22年度は、研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して4％増加させる。また病院・研究所による新規共同研究を推進させるためのチームを発足し、平成21年度に比して増加するよう努める。	（１）臨床を志向した研究・開発の推進 ① 研究所と病院等、センター内の連携強化 研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的の実施することとした。その結果、研究所と病院が連携する会議の開催数は56回となり、平成21年度の52回を4回（7.7％）上回った。病院・研究所による新規共同研究を推進するため、共同研究企画推進対策部会を発足し検討を開始した。その結果として、平成22年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は25件であり、平成21年度の22件に比して3件（13.6％）増加した。 研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数 <table><tr><td>平成21年度</td><td>平成22年度</td><td>対平成21年度増減</td></tr><tr><td>52回</td><td>56回</td><td>4回 (7.7%増)</td></tr></table> 病院・研究所による新規共同研究数 <table><tr><td>平成21年度</td><td>平成22年度</td><td>対平成21年度増減</td></tr><tr><td>22件</td><td>25件</td><td>3件 (13.6%増)</td></tr></table> 【説明資料】 資料 1：研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数〔1頁〕 資料 2：病院・研究所の新規共同研究数〔4頁〕	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	52回	56回	4回 (7.7%増)	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	22件	25件	3件 (13.6%増)
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減													
52回	56回	4回 (7.7%増)													
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減													
22件	25件	3件 (13.6%増)													

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

[illegible]

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 戦略的に研究・開発（研究開発費を含む）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 平成22年度は成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための体制整備についての検討を開始する。	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 研究・開発の企画推進を目的として、共同研究企画推進対策部会を発足し、検討を開始した。その結果として、平成22年度に発足した病院・研究所による新規共同研究数は前年度と比較し、3件増加した。 研究・開発の評価の見直しについて、従来のインパクトファクター（雑誌を評価するための指標）に加えて、個々の研究成果をより客観的に評価できる被引用回数を用いた研究評価方法について様々な角度から検討し、平成23年1月時点で評価を行い、今後も毎年同様の方式で評価を行うこととした。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績									
④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元努める。 このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させる。	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化を見直し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実に努める。 このため、平成22年度はセンターとして職務発明委員会における審査件数を、平成21年度に比して4%増加させる。	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 1. 知財・産学連携室の設置 新設した臨床研究センターに知財・産学連携室を置き、相談支援並びに管理について研究所及び事務部門と連携を図りながら研究成果や生物資源等を知的財産に結び付けるための基盤を形成した。その結果、職務発明委員会における審査件数は、平成21年度の7件に比し、平成22年度は8件（14.3%増）となった。 2. 相談窓口充実とシーズ掘り起こしの活性化 相談窓口の充実、知的財産につながるシーズの掘り起こし、研究実施や研究成果の確保に係る法律上の留意点等は、知的財産に詳しい専門家の助言が必要であるため、法律に関する専門家及び出願や権利化に関する専門家を外部委員として選定した。 3. 共同研究申請書の様式改訂 企業等の産業界、大学等の外部施設との共同研究の推進を図る上で、成果の取扱いに係る考え方については、事前に書面により確認を行うことが重要であることから、共同研究申請書における成果の取り扱いに係る記述についての検討を行った。 <table><tr><th colspan="3">職務発明委員会における審査件数</th></tr><tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr><tr><td>7件</td><td>8件</td><td>1件 (14.3%増)</td></tr></table>	職務発明委員会における審査件数			平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	7件	8件	1件 (14.3%増)
職務発明委員会における審査件数												
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減										
7件	8件	1件 (14.3%増)										
【説明資料】 資料 5：職務発明届出・審査状況一覧〔13頁〕												

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評 定	A
■評価項目 1 ■ 研究・開発に関する事項 （１）臨床を志向した研究・開発の推進	（総合的な評定） 研究所と病院との交流の推進や新規共同研究推進のための部会を発足したことにより、研究所と病院が連携する会議の開催数は4回増加し、新規共同研究数は3件増加するなど、年度計画を達成することができた。 臨床研究センターを開設し、知財・産学連携室を設置したことにより、産業界や他の研究機関との連携を推進している。 治験については、治験中核施設としての基盤を一層強固なものとし、平成22年度厚生労働省・治験基盤整備事業で唯一の選択施設となる等取り組みを推進している。			（委員会としての評定理由） 臨床研究推進室、医療機器開発室、知財・産学連携室など5室からなる臨床研究センターを開設し、企業等の産学界や大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進するとともに、共同研究の実施数を増加させたことは評価する。
[数値目標] ・研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20％以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30％以上増加 （平成21年度 会議等開催数 52回、新規共同研究 22件）	・研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的実施することとした。その結果、平成22年度においては、研究所と病院が連携する会議の開催数は56回となり、平成21年度に比して4回（7.7％）増加し、年度計画の4％を上回ることができた。（業務実績2頁参照） ・共同研究企画推進対策部会を発足し、新規共同研究推進のための取り組みを行うことにより、平成22年度に発足した病院・研究所による新規共同研究数は25件であり、平成21年度の22件に比して3件（13.6％）増加し、年度計画を達成した。（業務実績2頁参照）			（各委員の評定理由） ・研究所と病院との交流の推進や新規共同研究推進の部会を発足し、連携会議の回数は増し、共同研究が推進されてきている。この体制での発展が期待される。 ・産官学等の連携強化のため、臨床研究センターを新設し、治験推進室など5室を設置、病院と研究所の共同研究推進のため、共同研究企画推進対策部会の発足など、さらに知財管理の強化、活用の推進のため知財産学連携室の設置など体制整備を図った。厚労省治験基盤整備事業で、唯一の選択施設となったことなども高く評価する。 ・産官学との連携強化の中で、臨床研究センターに知財・産学連携室を設置し、産学連携の基盤整備を進めてきた点、「新たな治験活性化5カ年計画」に基づく治験中核病院として認定を受け、さらに平成22年度における厚生労働省の補助事業である治験基盤整備事業において、唯一の採択施設となった点が優れている。 ・知的財産の管理強化や活用への基盤整備として知財・産学連携室を設置し、職務発明委員会における審査数も計画どおり増加したことは評価できる。 ・共同研究企画推進対策部会の設置により新規共同研究数も増加しており、中期計画達成に向けて初年度として充分以上の実績であると高く評価できる。
・企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10％以上増加 （平成21年度 16件）	・知財・産学連携室を新設し、産業界及び研究機関等との連携、推進に取り組み、平成22年度の実施件数は17件となり、平成21年度に比して1回（6.3％）増加し、年度計画の2％を上回ることができた。（業務実績3頁参照）			・企業・大学との連携体制はしっかりしてきており、治験推進の基盤もできてきている。
・職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20％以上増加 （平成21年度 7件）	・知財・産学連携室を新設し、相談支援体制の強化を図ること等により、平成22年度の実施件数は8件となり、平成21年度に比して1回（14.3％）増加し、年度計画の4％を上回ることができた。（業務実績5頁参照）			・治験基盤整備事業は、小児専門医療施設などを小児治験ネットワークで結び、医薬品の開発促進を図るもので治験推進と小児治験ネットワークの構築の点で今後のさらなる発展を期待している。 ・臨床研究センターが設置され、共同研究会議の開催回数も計画を上回って達成しており評価できる。
[評価の視点] ・基礎研究の成果を臨床での実用化につなげることや、臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進しているか。	実績：○ ・研究所と病院との一層の交流を目指し、セミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的実施した。（業務実績2頁参照） ・共同研究を推進するために共同研究企画推進対策部会を発足した。（業務実績2頁参照） ・慢性肉芽腫症に対する遺伝子治療臨床試験、ヒト肝細胞による先天性肝機能不全症に対する細胞治療臨床試験について、病院、研究所並びに臨床研究センターの三位一体の体制で推進した。遺伝子治療はセンターの倫理委員会の承認を受け、現在、国への申請手続きに入っている。ヒト肝細胞による細胞治療はセンターの倫理委員会の承認を得ており、対象患者登録中である。（業務実績74頁参照）			・数値目標については、期間中に、研究所と病院の連携会議の開催件数及び新規共同研究数を、20％以上増と30％以上増に対して7.7％増と13.6％増に、また、企業等との共同研究実施数を10％以上増に対して6.3％増に、さらに職務発明委員会の審査件数を20％以上増に対して14.3％増と、それぞれ年度計画を大きく上回り計画達成に向け極めて順調に進捗していると高く評価する。
・産官学等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備しているか。	実績：○ ・臨床研究センターを新たに開設し、そこを核として、センター内では研究所と病院をつなぎ、また、企業や大学との連携を深める「医療クラスター」を形成した。企業や大学との連携の窓口を、臨床研究センターの知財・産学連携室が担当する等、体制の整備を図った。（業務実績3頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・戦略的に研究・開発（研究開発費を含む。）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努めているか。	実績：○ ・共同研究企画推進対策部会を発足し、新規共同研究数を前年度に比して3件増加させるとともに、研究・開発の評価の見直しについて、従来のインパクトファクターに加えて、被引用回数を用いた評価を行うこととした。（業務実績4頁参照）	
・研究者に対する知的財産管理の相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努めているか。	実績：○ ・臨床研究センターの知財・産学連携室が相談窓口となり、外部TL0との橋渡しを実施した。平成22年度の相談件数は4件あった。（業務実績5頁参照） ・知的財産の権利化ならびに研究成果の相談窓口の充実や知的財産につながるシーズの掘り起こしに必要な知的財産の権利化等に詳しい専門家を外部委員として選定した。（業務実績5頁参照）	
・特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・センターの使命に合致した知的財産の確保に関する検討を開始した。 ・センター（旧国立成育医療センターを含む）が職務発明と認定した発明のうち、今後、権利を継承していくものとししないものについて整理を行った。 ・センター、企業、大学が共同で出願し、権利を保有する特許について見直しを行い、実用化の見込みがないものについては、権利を放棄する等の処理を行った。	
・検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・センター（旧国立成育医療センターを含む）が職務発明と認定した発明のうち、今後、権利を継承していくものとししないものについて整理を行った。 ・センター、企業、大学が共同で出願し、権利を保有する特許について見直しを行い、実用化の見込みがないものについては、権利を放棄する等の処理を行った。	
・特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・我が国における知的財産政策の柱である、創造・保護・活用の3つの視点から、センターにおける知的財産ポリシーを作成中である。また、目利き役となる外部専門家の確保と活用により、知的財産となりうる研究成果の掘り起こし作業と相談窓口設置、職務発明認定と特許申請による権利確保に係る手順確定に取り組んでいる。	
・実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・職務発明の特許出願と維持については、ヒューマンサイエンスTL0に権利を譲渡しており、同TL0に対し企業等への積極的な活用要請を働きかけるとともに、他のTL0についても活用の可能性について検討を開始した。	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
（２）病院における研究・開発の推進 治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。	（２）病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 センターにおいて、治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、センターで実施される治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努める。	（２）病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成22年度は臨床研究センターを中心として、治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた臨床研究支援部門の体制整備計画を策定する。	（２）病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 治験推進室においては、規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした、医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。医師主導治験については計画・立案段階から支援している2課題（4プロトコル、主任研究者が他施設に所属）を引き続き遠隔で調整業務を実施・支援している。平成22年度は、新たな医師主導治験（主任研究者が当センターに所属）2課題について計画・立案段階から支援を開始した。臨床研究については、平成22年度は臨床研究の計画・立案支援を12件（平成21年3件）、実施支援を5件（平成22年度からの継続含む）実施した。このように治験推進室において支援する臨床研究数は増加しつつある。 また、臨床研究推進室においては、データマネージャを1名増員し、特に院内での臨床試験・研究（新しい治療の臨床的評価等）の支援数（プロトコル作成、データ管理）は4例に増加している。 さらに、医療機器に関しては、デバイスラグの迅速な解消にもつながる新しい機器開発の試みにおいて、国家プロジェクトの遂行等を通じ、大学・各種研究機関の他、民間との連携が進展した。これと同時に、“デバイスラグ＝申請ラグ“という現状にもつながる機器審査過程の諸問題（企業間の情報格差、IDE等の制度的課題、コスト負担、不足している専門的人材の育成等）への今後の対応（非臨床試験との組み合わせ・ハーモナイゼーション、各種ガイドラインの検討、情報集積システムの検討、承認・治験申請・立案支援の在り方、コーディネータ、知財管理、市場調査システムの整備等）に関する検討が、産学官共同で大きく進展した。 【説明資料】 資料 6：臨床研究センターについて [14頁]

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。	② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 平成22年度はこの推進に当たり、倫理審査委員会及びIRBにおいて審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。	② 倫理性・透明性の確保 倫理審査委員会を14回、IRBを10回開催し、その都度情報を更新した。研究倫理の講習会については、倫理委員会で審査を行う研究の主任研究者及び分担研究者を対象に臨床研究の指針等について3回実施した。 倫理委員会への申請時に、主任研究者及び分担研究者が講習会又はeラーニングによる講習を受講しているかを確認するとともに、受講していない場合は全て受講させている。 なお、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究内容や審査結果等については、議事要旨をホームページ上で開示している。 また、倫理委員会で審査を行う場合は、当該臨床研究に対する患者及び家族からの問い合わせ先の記載や研究結果の公表に関する記載がされているかを確認の上審査を行い、記載が適当でない場合は、研究計画や説明資料等を修正させている。 【説明資料】 資料 7：倫理委員会・IRB開催状況一覧〔36頁〕 資料 8：臨床研究に関する倫理方針の研修会受講状況〔37頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評 定	A
■評価項目 2 ■ 研究・開発に関する事項 （2）病院における研究・開発の推進	（総合的な評定） 治験推進室を設置し、薬事・規制要件の専門家等をメンバーとして臨床研究支援体制を整備するとともに医師主導治験及び臨床研究を実施している。 医療機器に関しては大学・各種研究機関の他、民間との連携を進展させるとともに、機器審査過程の諸問題への対応に関する検討を行った。倫理審査委員会及びIRBを適正に運営させるため、講習会等への参加の義務付け、患者・家族への情報開示、議事要旨のホームページ公開等を行っている。			（委員会としての評定理由） 規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。また臨床研究については、計画・立案支援を12件、実施支援を5件実施するとともに、臨床研究推進室においては、データマネージャーを1名増員し、臨床試験・研究の支援数は4例と、いずれも前年度に比べ増加している。 以上の実績と取り組みについて評価する。
[数値目標] ・倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新	・倫理審査委員会を14回開催、IRBを10回開催し、その都度情報を更新した。（業務実績9頁参照）			（各委員の評定理由） ・治験の実施体制をしっかりとさせるため、PMDAの経験者、実施調査経験者、臨床研究の教育を受けた医師等の配置は評価できる。実際に4件の医師主導治験が行われている。 ・医師主導治験を含む臨床研究体制を整備し、このセンターが支援する臨床研究数が増加している点 が、概ね良好である。 ・臨床研究の支援体制充実のため、治験推進室の設置、倫理審査委員会の適正運営と情報公開、研究倫理の講習会の実施や申請時に講習会等の受講確認、受講の徹底など計画を上回った業績と評価する。 ・臨床研究・治験推進体制はデータマネージャーを増員するなど治験推進室が強化され充実が図られ、着実に実績につながりつつある点は、高く評価できる。 ・数値目標である、倫理委員会及びIRBで審査した研究に関する情報を年12回以上更新に対して、前者を14回、後者を10回開催している。その都度情報更新を行い目標を上回って実施している。 ・医療機器に関する産官学の連携強化について評価できる。 ・倫理委員会・IRBも活性化し、計画を上回る研究に関する情報更新が行われた点は高く評価できる。 ・e-ラーニングによる受講の義務化や研究倫理講習会の実施について高く評価できる。患者家族への情報開示も適切に行われていると評価できる。 ・職員の70%が倫理委員会に出席していることは評価できる。
[評価の視点] ・臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努めているか。 ・倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開しているか。 ・職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、臨床研究についての適切な情報開示、さらに臨床研究の実施に当たっては、十分な説明を行っているか。	実績：○ ・臨床研究に対する支援体制の充実を目的とし、規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした治験推進室を設置した。（業務実績8頁参照） ----- 実績：○ ・倫理委員会等の委員については、指針に沿って各分野の専門家を委員とするとともに、倫理委員会やIRBにおいて審査した研究内容・審査結果等について議事要旨をホームページ上に情報公開している。（業務実績9頁参照） ----- 実績：○ ・研究倫理の講習会については、倫理委員会で審査を行う研究の主任研究者、分担研究者を対象に臨床研究の指針等について3回実施した。また、倫理委員会への申請時に、主任研究者、分担研究者が、講習会又はeランニングによる講習を受けているか確認し受けていない場合は、全て受講させている。（業務実績9頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。	（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。 具体的には別紙1に記述する。	（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。 具体的な平成22年度計画については、別紙1に記述する。	（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 当センターが担当する研究分野で最も重要な使命は再生医療の確立である。平成22年度においては、ヒト胚性幹細胞3株を樹立した。これは京都大学に続き日本で2施設目となる画期的成果である。その他、成育医療研究分野は内科学会主要研究分野の多くを含み多岐にわたるため、小児期に発症するこれら慢性疾患について、予防法の確立及び難治性要因の診断法の確立について重点的に研究している。平成22年度においては、新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロRNAが慢性関節炎等の難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発表した。具体的成果は別紙1に記載する。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
２．医療の提供に関する事項 我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、	２．医療の提供に関する事項 成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をはぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。 センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。 また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。	２．医療の提供に関する事項 成育医療において、胎児診断・治療や小児の高度先駆的な医療を推進し提供するとともに、標準的な医療の確立に努める。 また、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の推進に努める。	２．医療の提供に関する事項 小児肝移植や難治性川崎病に対する血漿交換療法等の高度先駆的な医療の提供を実施するとともに、標準的な医療の確立を目的として劇症急性心筋炎に対する体外心肺補助循環システムの導入等を行った。 また、相談窓口の設置やセカンドオピニオン外来の充実等、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の推進に努めた。 具体的成果については、下記個別事項に記載する。 【説明資料】 資料 ９：セカンドオピニオン外来〔３８頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。	（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。	（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 病院・研究所が共同して、生体部分肝移植等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。	（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 平成22年度37例の肝移植を実施した。年間小児肝移植症例数は世界最多で、生存率92％（全国平均87％）と良好な成績であった。また、平成22年7月に施行された改正脳死移植法に伴い、小児脳死移植施設認定を受け、小児脳死肝移植2例を成功裏に実施した。さらに、研究所と共同で、肝細胞移植の臨床応用・小腸移植等の多臓器移植を倫理申請し、先駆的な医療を提供した。 その他、センターが実施した高度先駆的な医療について主なものは、下記の通りである。 （循環器科） ○ 研究所の免疫アレルギー部と共同で、初回免疫グロブリン静注療法不応の川崎病（いわゆる難治性川崎病）に対して、インフリキシマブ、インフリキシマブ無効例に対して血漿交換療法を施行し、良好な結果を得た。研究班を結成して、インフリキシマブ使用基準案を作成した。また、血液解析の結果、PRV-1が難治性川崎病の診断に有用な液性因子であることが判明した。 ○ 心臓外科と循環器科の共同で、ハイブリッド手術を3例を行った。これは開胸してステントやバルーンで形成術を行う術式であり、非常に先端的医療と世界的にも評価されている。 （神経内科） ○ 運動異常症、睡眠異常の診断と神経生理学的評価及び薬物療法を行っている。 ○ 運動異常症のセカンドオピニオン外来を開設した。 ○ 国立小児病院時代の運動異常症のデータベースを作成中である。 ○ コケイン症候群の診断、治療の全国実態調査に基づく指針を作成した。 （遺伝診療科） ○ 新しい分子遺伝学的検査法を用いて、診断不明として当院を受診した患者を、早期に確定診断に結びつけることが可能となった。 ○ 全国コンソーシアムのメンバーとしてRubinstein-Taybi症候群やEEC症候群の2疾患について、全国からの検体を受け入れ、nationalreferral centerとして機能している。 （免疫科） ○ FACSを用いた免疫不全症の診断（免疫科、総合診療部、消化器科、移植外科など） ○ FACSを用いた抗CD25モノクローナル抗体（シムレクト）の効果判定（免疫科、移植外科） ○ アデノシン・デアミナーゼ欠損症に対するウシ由来PEG-ADAの酵素補充療法 ○ 慢性肉芽症に対する造血幹細胞遺伝子治療の実施 （内分泌・代謝科） ○ 先天代謝異常症の生体肝移植についてこれまでに24例の移植をサポート、全国実態調査を並行して施行し、自施設データと全国調査の結果より移植適応のスコアリングによる基準作成、周術期管理ガイドライン作成、栄養管理と内科的治療の標準化を行い実施した。 ○ 本邦未承認薬・保険適応外薬で、海外での使用実績のある薬剤を導入し、以下の臨床応用（一部臨床試験）を実施した。尿素サイクル異常症に対するフェニル酪酸ナトリウム、骨形成不全症におけるビスフォスフォネート、エストロジェン過剰症と男子低身長症におけるアロマターゼ阻害剤、クッシング症候群におけるメチラポンの臨床応用を行った。 ○ 先天性副腎皮質過形成（21水酸化酵素欠損症）における、同胞の胎児診断（性別と遺伝子診断）と胎児治療：同疾患罹患女児の胎生期における外性器男性化を防止する目的で、罹患女性胎児に対し、母体がデキサメサゾンの内服することによる胎児治療を施行した。平成22年度は4例胎児診断を行い、1例が罹患女児で治療継続の対象となった。 （腫瘍科） ○ 平成22年度に同種造血細胞移植10件、自家造血細胞移植4件を行い、12例が生存している。 （感染症科） ○ リアルタイムPCRを用いたウイルス診断と、それに基づく抗菌薬の適正使用を実施した。 （耳鼻咽喉科） ○ Auditory Neuropathy、蝸牛神経低形成、内耳奇形、先天性CMV感染、重複疾患合併例などの人工内耳手術を行っている。 ○ 髄膜炎による難聴は早期に人工内耳埋込術が必要で、日本最年少の症例は当センターで施行されている（10ヵ月）。 ○ 両側声帯麻痺に対する声門後部形成術に関し、日本で初めて行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 最新のEBMに基づく成育医療を提供し、その普及に努める。	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 最新のEBMに基づく成育医療を提供するとともに、それに関する講習会を各診療科毎にレジデントに向けて開催した。平成22年度は106回開催し、普及に努めた。 なお、具体的な医療の提供について主なものは、下記の通りである。 （循環器科） 劇症型急性心筋炎に対して体外心肺補助循環システム(PCPS)を導入して、良好な結果を得ている。経験症例数もこれまでで15例となり、日本で最も多い。検討の結果、PCPS導入した群が導入しなかった群に比し、予後も良い事が次第に分かってきた。 （神経内科） 多数の小児期発症でんかん症候群及び運動異常症の診断とEBMに基づく薬物療法を行っている。 （腫瘍科） 小児がんに関する情報発信を目的としたウェブサイト「小児がん情報ステーション」を開設し、Google、Yahooなどの検索で上位に掲示された。また、ウェブサイト内にeラーニング環境を開設し、医療者に対する小児がん研修資料（41件）を掲載した。これまで120名以上の医療者会員がeラーニングを使用している。 （感染症科） 最新の米国のガイドラインの内容を中心にすえ、実際の小児感染症コンサルテーションを実施した。 （小児外科） 先天性横隔膜ヘルニアの中でも重症例、すなわち重度の肺高血圧、右左シャントを伴う症例は治療成績が不良である。通常では出生後48時間以降に手術を行うが、これまでの経験からこのような重症例に対し24時間後といったより早期に手術を行うことで成績が向上することが示唆されてきた。この早期手術適応の指標として肺動脈径から算出されるPA indexと、PDAを介したシャントが右左優位であること、という二点で判断することが妥当であるかについての研究を新生児科とともに進めている。 （脳神経外科） 小児痙縮に対する取り組みについて、小児痙縮に対し、神経内科と共同で脊髄後根切断術、バクロフェン髄注療法、ボツリヌス毒素局所注入の各治療法を施行している。欧米では既に確立された治療であるが、日本での普及はこれからの課題となっている。治療の有効性及び痙縮治療の必要性を学会等で報告し、国内に置ける治療実績の積み重ねに貢献している。・ 乳児頭蓋頸椎移行部病変の外科治療について、頭蓋頸椎移行部病変は呼吸障害、嚥下障害、運動発達障害の要因になる。国内では原疾患由来の症状として積極的に治療を考慮されることが少ないが、外科的に改善可能な病態が潜んでいる場合がある。当科では、手術中の神経生理学的手技を併用して複雑困難な同部の外科治療を小児、とりわけ乳幼児にも提供し、国内で高い評価を得ている。 （眼科） 重症未熟児網膜症患児の病診連携（搬送）と早期硝子体手術を行っている。 難治性先天白内障、緑内障、網膜剥離に対する手術治療を行っている。（全国から紹介あり） （皮膚科） 様々な皮膚疾患の治療と予防に関与すると考えられるドライスキンの客観的診断法の確立と標準化について、皮膚角層における天然保湿因子の非侵襲性測定法の基準値の設定と臨床応用を推進中である。 （胎児診療科） 先進医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」は最新のEBMで双胎間輸血症候群に対する第一選択治療となっており、当センターは平成22年において52例（日本全体の約40％）を施行し普及に努めた。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
■評価項目 4 ■ 医療の提供に関する事項 （１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	（総合的な評定） 年間小児肝移植症例数としては世界最多である37例の肝移植を実施するとともに、生存率についても92％（全国平均87％）と良好な成績で医療を提供している。 その他にも先端的医療と世界的にも評価されているハイブリッド手術の実施など、様々な高度先駆的な医療を行うことにより成育医療分野における日本の中核的機能を担っている。 劇症型急性心筋炎に対する体外心肺補助循環システムを導入しての予後を含めた検証など、様々な成育疾患に対して最新の知見に基づく医療の実践、有効性等の検証を行っている。 最新のEBMに基づく医療に関しての講習会を多数開催し、普及に努めている。		（委員会としての評定理由） 年間小児肝移植症例数は世界最多となる37例を実施し、生存率92％と良好な成績であったとともに、平成22年7月に施行された改正脳死移植法に伴い、小児脳死移植施設認定を受け、小児脳死肝移植2例を成功裏に実施したことは大いに評価する。	
〔評価の視点〕 ・成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となつて提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担っているか。	実績：○ ・平成22年度において37例の肝移植を実施した。これは年間小児肝移植症例数としては世界最多であり、また生存率についても92％と良好であった。 研究所と共同で肝細胞移植の臨床応用・小腸移植等の多臓器移植を倫理申請し、先駆的な医療の提供を行った。 その他、先端的医療と世界的にも評価されているハイブリッド手術を実施するなど、様々な高度先駆的な医療を行うことにより成育医療分野における日本の中核的機能の役割を果たしている。（業務実績13頁参照）		（各委員の評定理由） ・世界で最も多く小児肝移植を手掛け、しかも極めてよい成績を挙げている点や、胎児治療で、先進医療に認められた「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」をわが国で最も多く施行している点などが優れている。 ・胎児頻脈性不整脈に対する高度医療の申請は評価される。 ・小児肝移植、劇症型心筋炎の治療も世界的レベルにある。その他各科で高度な医療に積極的に取り組んでいる。 ・国立成育医療研究センターの特性を踏まえた戦略的な研究・医療が着実になされている。その中で年間小児肝移植例数は37例で、日本での実施の30％を占め、その生存率は92％と良好で、世界に負けない成績である。肝移植のほか、肝細胞移植や腸移植の体制も整っている。 ・高度先駆的な医療の提供として、37例の肝移植を実施、年間小児肝移植症例数では世界最多、結果も良好で、また法改正による施設認定を受け、小児脳死肝移植も2例実施成功した他、ハイブリッド手術の実施など高度先駆的医療を数多く実施していることなど、成育医療分野における中核機能を十分果たしていると高く評価する。 ・生体肝移植や造血細胞移植、未承認医薬品を用いた臨床試験を含めた臨床応用をはじめ各診療科で高度先駆的な医療が提供されたと高く評価できる。 ・医療の標準化の推進のため、最新のEBMにもとづく医療を実施するとともに、それに関する講習会を各科ごとに数多く開催、普及に努めるなど総じて計画を高く上回る業績と評価する。 ・EBMに基づいた成育医療提供のための講習会が実施され普及に努めたことは高く評価できる。双胎間輸血症候群に対するレーザー手術や先天性横隔膜ヘルニア重症例に対する早期手術など各診療科において最新のEBMが提供されていると高く評価できる。	
・成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努めているか。	実績：○ ・小児期発症てんかん症候群及び運動異常症の診断と最新のEBMに基づく薬物療法を行っている。 その他、劇症型急性心筋炎に対しての体外心肺補助循環システムを導入しての予後を含めての検証など、様々な成育疾患について最新の知見に基づく医療の実践、有効性及び安全性の検証を行っている。 また、それらに関する講習会をレジデント等を対象に多数開催することにより普及に努めた。（業務実績14頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績									
患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、	（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供 ① 患者等参加型医療の推進 良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。 また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努める。 このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。 さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を定期的を実施し、その結果をもって業務の改善に努める。	（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供 ① 患者等参加型医療の推進 患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。また、患者相談窓口を開設し、患者・家族の支援体制を構築する。 このため、平成21年度は、セカンドオピニオン外来の充実を図り、実施件数を平成21年度に比して1%増加させる。 さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。	（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供 ① 患者等参加型医療の推進 患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整えた。例えば、先天性心疾患の手術に際しては、待機例では2回以上、手術説明の面談を行うことで、患者や家族との信頼関係を構築し、患者や家族の意思を尊重した治療を推進している。 相談窓口については、患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカー3名を配置し、患者が相談しやすい環境を整備しており、プライバシーの保護にも考慮した個室の患者相談室を設置し、診療に関する心理的、経済的諸問題などについて、相談に応じ解決への支援を行っている。 また、患者・家族の視点に立ったよりきめ細やかな対応をするため、患者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と、改善事項の掲示により患者への周知を行っている。 なお、患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため「患者サービス向上委員会（仮称）」の設置について検討を開始し、平成23年度中に発足させる予定としている。 セカンドオピニオン外来については、病院ホームページにおけるセカンドオピニオンの掲示について全面的な見直しを行い充実を図った。具体的には、はじめにセカンドオピニオンの主旨について「患者やその家族が自ら治療法を選択し、納得して治療を受けていただくために、病気の診断や治療法について主治医以外の専門医から『第二の意見』を聞くものである」ことを明記し、セカンドオピニオンを受けたいと希望する全ての方々が満足できるように、対象診療科及び担当医師と対応疾患の標記、対応時間及び料金についての説明など、全てが分かるよう、ホームページ内容の充実を図った。また、セカンドオピニオン外来を通常外来から離れた落ち着いた環境で行えるようにしたことや、このような条件に見合う外来を各診療科に呼びかけて新たに整備し、セカンドオピニオン外来開設数を5枠から44枠に増やすことができた。これらの整備を通じて、セカンドオピニオン外来受診件数については、平成21年度の29件から39件（34.5%増）と、目標を大きく上回ることができた。 <table><tr><th colspan="3">セカンドオピニオン外来実施件数</th></tr><tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr><tr><td>29件</td><td>39件</td><td>10件 (34.5%増)</td></tr></table> 【説明資料】 資料 9：セカンドオピニオン外来〔38頁〕	セカンドオピニオン外来実施件数			平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	29件	39件	10件 (34.5%増)
セカンドオピニオン外来実施件数												
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減										
29件	39件	10件 (34.5%増)										

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
チーム医療の推進、	② チーム医療の推進 成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。	② チーム医療の推進 一人の患者に対し、必要に応じて複数科が関与し、また、多職種の連携により、疾患を克服する診療体制の基盤整備を開始する。	② チーム医療の推進 当センターは複数の診療科、複数の職種が関わる必要のある小児、周産期疾患が数多くみられ、例えば、胎児診断された先天性疾患の妊婦に対し、産科・新生児科・看護部・臨床心理士・遺伝診療科・新生児外科等多数の診療科、職種が関与して診療にあたっている。 このようなことから、多職種の連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行うことにより、各職種の診療体制が明確になり、更なる問題点を明確にすることで、より密接な診療体制の基盤整備の検討へと繋がった。また、多数の診療科の関与する臨床カンファレンスが多数あり（放射線診断カンファレンス、胎児診断カンファレンス、外科系カンファレンス等）、これらを現在統合中で、これが診療体制の基盤整備の根幹になると考える。 なお、各診療科においては、下記のような具体的取り組みを行いチーム医療を推進した。 （総合診療部） ○ ジェネラリストとスペシャリストがチームで診療する体制の確立 多系統にわたる複雑な病態を持つ患者に対して質の良い医療を提供するためには、臓器系統別のスペシャリストを集めただけでは不十分であり、幅広く全人的な視点を持つジェネラリストが臓器系統別のスペシャリストとチームを組んで診療する体制が不可欠となる。このチーム医療を推進するために、平成22年度は小児病棟の全入院患者の67%において、総合診療部と専門診療部が合同で担当医となって診療に当たった。 （消化器科） 消化器科、腎リウマチ膠原病科、免疫科など、免疫疾患を扱う科における合同カンファレンスの定期開催により、より幅広い全身を診る視点での総合的医療を提供している。 （神経内科） 脳神経外科、リハビリ科との連携による重度の痙縮を呈する患者のバクロフェン髄注療法の実践と体系の確立を行っている。また、脳神経外科との連携による難治性てんかん患者の外科手術の術前術後の管理を行っている。さらには、ICU、脳外科とともに急性脳症の診断、急性期管理と予後評価、フォローを行っている。 （腎臓・リウマチ・膠原病科） 肝腎二臓器の移植チームによる医療を実践している。肝腎2臓器移植を移植科・外科とともに実施し、平成22年度は1名に施行し成功した。 （遺伝診療科） コメディカルの遺伝カウンセリングナースを教育し、患者のフォローアップ体制の強化を行った。メンデル遺伝病の遺伝カウンセリングと遺伝子検査の実施について、院内の臓器別診療科と連携し、診断に寄与している。 （内分泌・代謝科） ○ 性分化疾患の初期診療（診断・社会的性決定・治療）について、性分化疾患ケアチーム（泌尿器科・内分泌代謝科・遺伝診療科・新生児科・こころの診療部・他）によるチーム医療を行っている。 ○ 先天代謝異常症の生体肝移植診療体制を移植外科・腎臓科・内分泌代謝科・手術集中治療部で整備し、チーム医療を行っている。 ○ 小児がん経験者のフォローアップ体制を血液腫瘍科・内分泌代謝科・腎臓科・循環器科で連携し、チーム医療を行っている。 ○ 小児生活習慣病について、地元自治体、看護部・糖尿病療養指導士、栄養士、心理士らと糖尿病・生活習慣病専門外来を設置。地域・学校とも連携し診療を行っている。 （アレルギー科） ○ 消化管アレルギーの患者の診療では、アレルギー科以外に、新生児科、総合診療部、消化器科、研究所免疫アレルギー研究部、栄養管理課等とチーム医療を行っている。 ○ 重症アトピー性皮膚炎患者の入院加療では、皮膚科とチーム医療を組み、鑑別診断や皮膚天然保湿因子の測定、疾患関連遺伝子などの検索などを行っている。また心理士やケースワーカー及び看護師とのチーム医療を展開している。 （腫瘍科） ○ 小児がん患者に対する集学的医療の提供を目的として、小児固形腫瘍カンファレンス、小児脳神経腫瘍カンファレンス（平成22年度は共に24回）を開催した。 ○ 複数診療部門によるセカンドオピニオンを提供した（例：脳腫瘍に対し、血液／固形腫瘍科、脳神経外科、放射線治療科など）。 （血液内科） 総合診療部と救急診療科のレジデントを含む若手医師、看護師を対象に出血性疾患に着いてのセミナーを4回実施した。また、チーム全体の底上げを図るとともに、連携体制の改善を行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
			（感染症科） 各部門（看護部、薬剤部、検査部、各診療科）との連携を図り、感染対策チームの中心的存在として活動している。 （小児外科） 胎児カンファレンスを毎週行い、胎児診療科、新生児科、麻酔科、放射線科、病理科と共に、疾患を持つ胎児の治療方針の検討、手術症例の術後経過など情報の共有を綿密に行っている。また、月二回の腫瘍カンファレンスを行い、血液固形腫瘍、放射線科、病理科と共に腹部腫瘍の患者の治療方針の検討を行っている。さらに、腎不全の患者に対する腹膜透析や血液透析用のカテーテル留置や生体腎移植を腎臓科と共に進めている。 （脳神経外科） 脳神経外科領域においては、下記の分野において他科と協力して治療を行っている。 ○ 痙縮・脳性麻痺：神経内科、リハビリテーション科 ○ てんかん：神経内科 ○ 二分脊椎：泌尿器科、外科、リハビリテーション科 ○ 頭蓋骨変形・頭蓋骨縫合早期癒合症：形成外科 ○ 脳・脊髄腫瘍：血液腫瘍科・固形腫瘍科、総合診療部、放射線科、病理診断部各科 合同で月2回、合同カンファレンスを行っている。 ○ 胎児疾患：毎週開催される胎児カンファレンスに出席し、先天奇形・水頭症患児の状態を把握し、出生後の外科治療に備えている。 （心臓血管外科） 先天性心疾患の手術に際しては、循環器科、麻酔科、集中資料化との連絡を密にして情報を共有し、さらに、看護師、臨床工学技士、チャイルドライフスペシャリストなどと連携し多方面から患者を支える体制を築いた （耳鼻咽喉科） 口蓋裂チーム外来として形成外科と合同で鼻咽腔機能の評価を行っている。 （眼科） 全国からの重症未熟児網膜症患児の病診連携（搬送）と早期硝子体手術を行っている。 （歯科） 口唇口蓋裂、先天奇形の低年齢から生活に密着した管理を行っており、形成外科、耳鼻咽喉科、リハビリ科（スピーチ）、新生児科、歯科でのチーム医療を行っている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平 成 2 2 年 度 の 業 務 の 実 績						
入院時から地域ケアを見通した医療の提供、	③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。 また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。 このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。	③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）を発足し、平成22年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平成21年度に比して、1%増加させる。	③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 退院後の地域における継続した医療や在宅ケアへの適切な移行を支援するために、医療連携室構成員及び入退院支援看護師を含む退院支援に関係する部門のスタッフによって、ケースごとにメンバー編成した退院支援チームを発足した。 チームは、主に高度在宅医療を必要とするケースや退院後に地域と医療連携・看看連携を必要とするケースに対して支援を実施した。具体的には、NICUに入室した患者は入院後、早期に退院支援のスクリーニングシートを活用したスクリーニングを実施し、また、在宅医療ケアを必要とするケースや育児支援を必要とする退院困難なケースに対して対応を行った。 結果として、退院支援チームが退院支援を実施した件数は60件であり、関与した退院支援ケースでの退院件数は22件となり、平成21年度（件数20件）に比べ、2件（10.0％）増加した。 さらに、厚生労働省の地域療育支援施設運営事業の一環として、スムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床を8床設置し、運用を図った。 退院支援チームが関与した退院困難なケース数 <table><tr><td>平成21年度</td><td>平成22年度</td><td>対平成21年度増減</td></tr><tr><td>20件</td><td>22件</td><td>2件 (10.0%増)</td></tr></table>	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	20件	22件	2件 (10.0%増)
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減							
20件	22件	2件 (10.0%増)							

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
医療安全管理体制の充実、	④ 医療安全管理体制の充実 センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、医療安全管理委員会を最低月1回開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。	④ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。	④ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理委員会を毎月開催し、インシデント・アクシデント集計、分析報告や懸案事項について安全管理に必要な調査を行い、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行った。 また、医療安全に対する積極的な取り組み、意識の向上を目的として、「医療安全ポケットマニュアル」を作成し、全職員に配布した。 さらに、医療安全管理委員会の下部組織であるリスクマネジメント部会が中心となって全職員を対象に医療安全研修会を6回開催し、また、医療安全パトロールを6月及び11月に実施することによって、環境チェックと救急カートの管理状況を把握し各部門への指導を行った。
			【説明資料】 資料10：インシデント・アクシデント集計資料〔42頁〕 資料11：医療安全ポケットマニュアル（抜粋）〔52頁〕 資料12：医療安全研修会〔75頁〕 資料13：医療安全パトロール〔76頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。	⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行する。	⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うための専門的な部署を設置し、患者の声を収集するための方法を検討する。	⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者相談専門職を新たに設置し、医療ソーシャルワーカー3名を加えた相談窓口を設け、診療に関する心理的、経済的諸問題などについての相談に応じ解決への支援を行っている。 また、患者・家族の視点に立った、よりきめ細やかな対応をするために、患者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と改善事項の掲示により患者等への周知を行っている。 なお、患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため「患者サービス向上委員会（仮称）」の設置について検討を開始し、平成23年度中に発足させる予定としている。
			【説明資料】 資料14：「ご意見箱」に寄せられる意見の対応〔97頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
■評価項目 5 ■ 医療の提供に関する事項 （2）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	（総合的な評定） 患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できるよう、患者や保護者の意志を尊重した治療の推進、個室の患者相談室の設置、意見箱を設置し意見等に対する改善等の実践等を行っている。 セカンドオピニオン外来については、ホームページの全面的な見直し、外来ブースの設置、外来枠の増加等を行うことにより、実施件数は39件と大幅な増加となり、中期計画の目標値を達成している。 多職種の連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行い、多数の診療科が関与する臨床カンファレンスを統合する等チーム医療の推進に取り組んでいる。また、各診療科においても職種間を超えたチーム医療に取り組んでいる。 医療連携室員、退院支援に関する部門のスタッフにより、ケースごとにメンバー編成した退院支援チームを発足し、様々なケースに対して支援を実施した結果、チームが退院支援を実施し退院に繋がった件数は22件と増加した。 医療安全委員会の毎月開催、「医療安全ポケットマニュアル」の作成・配布、医療安全パトロールの実施等、医療安全に関する様々な取組を行っている。		（委員会としての評定理由） セカンドオピニオン外来については、ホームページの全面的な見直し、外来枠の増加等を行うことにより、実施件数が年度計画を遙かに上回る対前年度10件（34.5％）増の39件となったことは評価できる。また多職種の連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行い、多数の診療科が関与する臨床カンファレンスを統合する等チーム医療の推進に取り組んでいる。	
〔数値目標〕 ・セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5％以上増加 （平成21年度 29件）	・ホームページの改訂、環境の良い外来ブースの新たな設置、明確な料金体系、希望に添えるように外来枠の大幅な増加等、また、セカンドオピニオン外来を充実させることにより、平成22年度の実施件数は39件となり、平成21年度と比して10件（34.5％）増加し、年度計画の1％を大幅に上回ることができた。（業務実績16頁参照）		（各委員の評定理由） ・セカンドオピニオン外来における相談件数増加、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理委員会の毎月開催などの点が、概ね良好である。 ・セカンドオピニオン外来実施件数については初年度において中期計画をはるかに上回って達成されており大変高く評価できる。 ・患者等参加型医療の推進のため、個室の患者相談室の設置、患者相談専門職及びMSW3名の配置、患者満足度調査の実施など様々な取組みを行っており評価するが、満足度調査については病院の特性もあり、難しい面も理解するが、患者サービス向上のため貴重な実施把握となることから、独自調査の工夫と努力などその充実が望まれる。 ・患者・家族の視点にたった医療の提供について、充実を図るための取り組みとして「患者サービス向上委員会（仮称）」の設置についての検討が始まったことは高く評価できる。 ・患者満足度調査の実施やMSWも含む個室相談体制など患者支援は充実していると認められる。 ・総合診療部と専門診療部との合同で患者を担当するなど、科を横断した診療体制は高く評価できる。	
・退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5％以上増加 （平成21年度 20件）	・退院支援の必要な症例のスクリーニングを医療連携室・病棟の連携で行い、早期からの介入をリスクのある症例のすべてに対して実行することにより、平成22年度の実施件数は22件となり、平成21年度と比して2件（10.0％）増加し、年度計画の1％を上回ることができた。（業務実績19頁参照）		・それぞれの科が複数のチームで医療を行っている事も高く評価できる。退院後の高度在宅医療が必要な患者や地域連携が必要な患者に対する支援として退院支援チームを発足したことは高く評価できる。このチームが関与した退院困難ケース数については、初年度において中期計画を上回って達成しており大変高く評価できる。 ・数値目標については、期間中に、セカンドオピニオン外来実施数を5％以上増に対して、34.5％増と大幅に、支援チームの関与した退院困難ケースを5％増に対して10％増とそれぞれ目標を上回った。医療安全管理委員会は目標通り月1回開催された。	
・医療安全管理委員会を最低月1回開催	・医療安全管理委員会を毎月開催した。（業務実績20頁参照）		（その他の意見） ・医療安全講習会への出席は改善の余地あり。 ・多種職の連携が重要であるとともに、医療安全への対応に関しても、今後しっかりとやってもらいたい。 ・成育センターでの医療では、患者・家族の病態や治療法の理解が特に重要であり、個室の患者相談室、セカンドオピニオン外来等の充実は必須であり、今後この点は一層しっかりとやってもらいたい。	
〔評価の視点〕 ・患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化、相談支援窓口等の設置に努めているか。	実績：○ ・先天性心疾患の手術に際して、待機例では2回以上手術説明の面談を行うなど、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに行うために必要な説明と情報の共有化に努めている。（業務実績16頁参照） ・相談窓口については、患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカー3名を配置し、患者が相談しやすい環境を整備しており、プライバシーの保護にも考慮した個室の患者相談室を設置している。（業務実績16頁参照）			
・患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努めているか。	実績：○ ・診療に関する心理的、経済的諸問題などについて相談に応じる医療ソーシャルワーカー3名及び患者相談専門職を配置し、問題解決の支援を行っている。（業務実績16頁参照）			
・患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果をもって業務の改善に努めているか。	実績：○ ・患者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置し、常時、意見募集をし対応策等の検討と実践を行い、日々の業務の改善に繋げている。また、改善事項を掲示し患者への周知も図っている。（業務実績16頁参照）			
・成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組んでいるか。	実績：○ ・多職種の連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行った。これにより、各職種の診療体制が明確になり、更なる問題点を明確にすることにより、より密接な診療体制の基盤整備への検討へと繋がった。（業務実績17頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努めているか。	実績：○ ・医療連携室に入退院調整担当を配置し、他の医療機関等と入院・転院に関する調整を行っている。（業務実績19頁参照）	
・連携医療機関等との情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進しているか。	実績： ・医療連携室が中心となり、情報交換や施設交流を目的として、地域の医療機関の関係者を対象とした「成育臨床懇話会」を2回開催した。 ・テーマ：細菌性髄膜炎、出席総数64名 ・テーマ：食物アレルギーとアトピー性皮膚炎、出席総数81名 （業務実績19頁参照） ・医療連携室が中心となり、情報交換や施設交流を目的として、地域の訪問看護ステーションや医療機関の関係者を対象とした「成育在宅医療懇話会」を2回開催した。 ・テーマ：子どもの在宅医療・在宅ケア（これからの地域連携のあり方を考える）、出席総数41名 ・テーマ：子どもの在宅医療・在宅ケア（訪問看護ステーションほかの取り組み）、出席総数47名 （業務実績19頁参照）	
・統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行っているか。	実績：○ ・医療安全管理委員会の毎月の開催と医療安全ポケットマニュアルの作成を行った。（業務実績20頁参照） ・医療安全管理委員会に月ごとのインシデント・アクシデントレポートの分析・集計報告を行った。 アクシデント報告についてはリスクマネジメント部会において調査・対策を行った後にその結果を医療安全管理委員会へ報告し、報告を受けた医療安全管理委員会は、助言・勧告・指導を行った。 全職員対象に医療安全研修会を6回開催した。 医療安全パトロールを6月・11月に実施し環境チェックと救急カートの管理状況を把握し各部門への指導を行った。（業務実績20頁参照）	
・患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行しているか。	実績：○ ・相談窓口を設け、患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカーによって患者・家族からの相談に応じるとともに、患者満足度調査の実施、意見箱を設置し意見に対する改善策の実践と改善事項の掲示を行っている。（業務実績21頁参照） ・患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため「患者サービス向上委員会（仮称）」の設置について検討を開始し、平成23年度に発足予定としている。（業務実績21頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。	（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 ① 子どもの心の診療 子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。	（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 ① 子どもの心の診療 全国の拠点病院と連携し、情報収集および発信、専門家の派遣、研修、調査研究等の準備を開始するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の専門医を育成する研修を行う。	（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 ① 子どもの心の診療 中央拠点病院として、全国の拠点病院会議を2回開催し、拠点病院運営に関するアンケート調査を実施するとともに、拠点病院への専門家派遣を2回行った。また、各拠点病院と連携して、運営上の実態と課題を纏めた報告書を作成するとともに、医師の研修に関しては、子どもの心の診療関連学会連絡会研修の事務局として企画を行った。その際、並行して行った研究において、子どもの心の問題に気付いてから受診までに迷う親が拠点病院実施地域で有意に減少し、拠点病院事業の評価につながった。また、同研究でトラウマ治療、虐待治療、気分障害、せん妄、乳幼児精神医学、行為障害に関する標準的診療を提示し、各拠点病院に情報提供を行うとともに、ホームページに掲載した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平 成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。	② 周産期・小児医療における中核的な役割 周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。 小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。	② 周産期・小児医療における中核的な役割 母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たす。 小児医療においては、高度な小児医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、小児救急医療体制の中核的な役割を果たす。	② 周産期・小児医療における中核的な役割 １．周産期医療の提供 年間分娩数は1,568件で、約7割がハイリスク妊娠である。多胎は86例、胎児異常が約300例で、NICU入院は約250例であった。帝王切開は526例、無痛分娩は569例であった。また、新生児期に手術を必要とする症例も積極的に受け入れており、外科的治療を必要とする新生児を受け入れる周産期医療の中核的役割を果たしている。 ２．小児医療の提供 高度な小児医療の提供を行うとともに、小児救急医療についても積極的な取り組みを行うことにより、中核的な役割を果たしている。 ３．前項１及び２に係る各診療科における主な取り組みについて、下記に記載する。 （消化器科） 消化管の内視鏡による評価を必要とする患者を新生児から思春期の年代まで広く受け入れ、炎症性腸疾患、アレルギー性腸症、免疫不全関連腸症など、適切な評価に基づく高度医療を提供した。また、各種、消化管出血にも、時に小児外科医と連携して対応した。さらに、カプセル内視鏡も導入し、小児消化器病診療の拠点として機能している。 （循環器科） ○ 劇症型急性心筋炎に対する体外心肺補助循環システム(PCPS)の導入 ○ 難治性川崎病に対するインフリキシマブ治療 ○ 総肺静脈還流異常症での肺静脈狭窄に対するステント挿入 ○ 極低出生体重児の重症大動脈弁狭窄症に対するハイブリッド手術によるバルーン弁形成術 （神経内科） ICU、脳外科とともに急性脳症の診断、急性期管理と予後評価、フォローを行い成果は論文発表されている。磁気刺激装置の導入に伴い同装置による神経疾患治療の準備に入る。 （遺伝診療科・血液内科） 凝固第Ⅷ因子、第Ⅸ因子を院内において365日、24時間測定可能な体制を構築した。これは我が国において、ほとんど前例がないことである。これによって血友病急性期の早期診断が可能になった。さらに、周術期には頻繁な凝固第Ⅷ因子、第Ⅸ因子モニターが必須であることから、周術期管理も可能になり、すでに実際に稼働を始めた。血友病センターを構築するための第一歩を踏み出したと言える。 （アレルギー科） 重症な乳児アトピー性皮膚炎患者は、慢性下痢・体重減少・発達遅延等を来たし生命の危機に陥る者もいるが、こうしたケースをこれまで50例以上を全て救命した経験から、平成23年3月にはドイツの小児科医から問い合わせがありノウハウを伝え救命した。 （感染症科） リアルタイムPCRを用いたウイルス診断と、それに基づく抗菌薬の適正使用を実施した。 （脳神経外科） 東日本における唯一の乳幼児ガレン大静脈瘤治療センターとして、新生児科、放射線科と協力して血管内手術の支援を行っている。 後彎など重度脊椎変形を伴った脊髄髄膜瘤に対して形成外科と合同で手術を行い、合併症なく治療実績を積み重ねている。キアリ奇形2型に由来する呼吸障害・脳幹症状に対しては積極的に外科治療を施行し、機能予後改善を図っている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）					
評価の視点	自己評定	A		評 定	A
■評価項目 6 ■ 医療の提供に関する事項 （3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	（総合的な評定） 子どもの心の診療中央拠点病院として、全国の拠点病院に対し、アンケート調査・専門家派遣・会議開催・研修企画等を実施するとともに、子どもの心の病気に対する標準的診療の提示及び情報提供を行う等、中心的な役割を果たしている。 多胎妊娠、胎児異常等、多数のハイリスク妊娠に対して積極的な受け入れを行うことにより周産期医療の中核的な役割を果たしている。 他の医療機関では診療が難しい疾患について、高度な小児医療の提供を行うとともに、小児救急医療についてもトリアージの導入・救急車による搬送受け入れ等を積極的に行うことにより小児医療の中核的な役割を果たしている。			（委員会としての評定理由） 子どもの心の診療中央拠点病院として、全国の拠点病院に対し、アンケート調査・専門家派遣・会議開催・研修企画等を実施するとともに、子どもの心の病気に対する標準的診療の提示及び情報提供を行う等、中心的な役割を果たしていることは評価する。年間分娩件数は1568件で、約7割が多胎妊娠、胎児異常等のハイリスク妊娠であるが、積極的な受け入れを行うことにより、周産期医療の中核的役割を果たしていると言える。	
[評価の視点] ・子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供しているか。	実績：○ ・拠点病院との連携を密に行い、運営に関する実態を調査して纏めるとともに、拠点病院への専門家派遣を行った。（業務実績24頁参照） ・調査研究では、拠点病院の有効性を実証的に明らかにするとともに、研修の在り方を提示し、これまで標準化されていない精神障害等に対しての診療の標準化を行った。また、各拠点病院に情報提供を行うとともに、ホームページにも掲載した。さらに、日本で数少ない小児専門の「こころの診療部」での医療を進め、研究でも明らかになった標準的医療の実践と共に、その成果を提供していく基礎が確立できた。（業務実績24頁参照）			（各委員の評定理由） ・1,600件近くの分娩件数があり、しかも7割がハイリスク分娩である点、主に都内における小児救急医療体制の中核的役割を果たしている点、子どもの心の診療でモデル的医療を提供している点などが、概ね良好である。 ・母児に対するハイリスク妊娠症例を多数受け入れ、外科手術の必要な新生児の受け入れを行うなど、周産期医療の中核的役割を果たしていると評価できる。 ・多胎妊娠、胎児異常等、ハイリスク妊娠に対して積極的に受け入れていることは評価できる。 ・子どもの心の診療中央拠点病院として、全国の拠点病院と連携をとり、情報提供等で中心的役割を果たしている。拠点病院へ専門家を派遣していることも評価できる。 ・医療政策の一環として、センターは子どもの心の診療中央拠点病院として、全国の拠点病院会議の開催、病院運営に関するアンケート調査や専門家派遣の実施及び、標準的診療の提示、情報提供などを、また、ハイリスク妊娠や小児救急医療を積極的に受け入れるなど、センターのミッションに即して、中核的役割を果たしており、計画を上回っていると評価する。（周産期医療の提供で、分娩件数の約7割がハイリスク分娩、小児救急医療において東京都でのこども救命救急センターに指定など） ・子どもの心の診療については中央拠点病院として情報発信、医師の派遣、研修事務局を担い、具体的成果も出ている点は、高く評価できる。 ・標準的診療を提示し、情報発信している点は高く評価できる。 ・小児救急の受け入れや高度な小児医療提供も計画どおり行われたと評価できる。	
・周産期医療において、分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たしているいか。	実績：○ ・年間分娩数は1,568件で、約7割がハイリスク妊娠である。多胎は86例、胎児異常が約300例で、NICU入院は約250例であった。帝王切開は526例、無痛分娩は569例であった。また、新生児期に手術を必要とする症例も積極的に受け入れており、外科的治療を必要とする新生児を受け入れる周産期医療の中核的役割を果たしている。（業務実績25頁参照）				
・小児医療において、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たしているか。	実績：○ ・劇症型急性心筋炎に対する体外心肺補助循環システムの導入等、高度な小児医療の提供を行うとともに、全ての小児救急患者を受け入れトリアージを行い、緊急度に応じた診療を行う等、小児救急医療についても積極的な取り組みを行うことにより、小児医療における中核的な役割を果たしている。（業務実績25頁参照）				

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
3. 人材育成に関する事項 人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、	3. 人材育成に関する事項 （1）リーダーとして活躍できる人材の育成 成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行う。 センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。 また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。	3. 人材育成に関する事項 （1）リーダーとして活躍できる人材の育成 成育医療研究に関しての人材の育成については、研究所はセンター内の病院に勤務する職員、大学、企業等から積極的に人材の受け入れを図る。 病院は成育医療に関する専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む）の育成を積極的に行い、専門修練を終えた成育医療に関するリーダー的人材を各地域に輩出する。	3. 人材育成に関する事項 （1）リーダーとして活躍できる人材の育成 研究所と病院における人材交流を推進し、病院所属で研究所にて研究に従事する医師等の数は33名となり、大学又は企業に所属して当センター研究所にて研究に従事する大学院生等の数は、それぞれ16名、5名であった。 また、英文論文執筆等国际的な業績を重視し、平成22年度は、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げているもの4名に上級研究員の称号を与えた。 このような継続的努力の結果、大学教授として研究所から2名、病院から2名が内定した（赴任は平成23年度）。 また、医師、薬剤師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等について、大学や病院等から幅広く実習生を受け入れ、成育医療に関する育成を積極的に行った。 さらに、救急診療科では看護師、臨床工学技士、救急救命士に対して、多数のシナリオを作製しシミュレーション教育を行った。 【説明資料】 資料15：実習受け入れ〔98頁〕 資料16：教育研修部〔99頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。	（2）モデル的研修・講習の実施 成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。 このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催する。	（2）モデル的研修・講習の実施 成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。 このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を20回以上開催する。	（2）モデル的研修・講習の実施 成育医療の均てん化の推進及び地域の指導者の育成を目的として、成育医療研修会医師コース、診療放射線コース、看護師コースを実施した他、臨床研究セミナー、移植外科での小児、肝移植・肝臓病研究会、小児救急の講演会等センター以外の医療従事者等に向けた研修会を合計22回開催した。 また、Pediatric Advanced Life Support（小児の二次救命処置）コースのインストラクターが当センターに複数人おり、小児の救命処置だけでなく小児の急性期疾患患者の評価から治療にかけての一連の行為を教育することを目的としたPALS講習会を8回開催した。 【説明資料】 資料17：センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講習会等一覧 [119頁]

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）					
評価の視点	自己評定	A	評 定	A	
■評価項目 7 ■ 人材育成に関する事項	（総合的な評定） 研究所と病院における人材交流、大学及び企業との人材交流を推進するとともに、研究所の研究員に上級の称号を与えることなど様々な取り組みを行っている。 医師のみに限定せず、看護師及びコメディカル等に対しても実習の受け入れを行っている。 成育医療の均てん化を目的として、センター以外の医療従事者を対象とした様々な成育医療に特化した研修を企画・実施している。		（委員会としての評定理由） 研究所と病院における人材交流を推進し、病院所属で研究所にて研究に従事する医師等の数は33名、大学又は企業に所属して同研究所にて研究に従事する大学院生等の数は、それぞれ16名、5名であった。また成育医療の均てん化の推進及び地域の指導者の育成を目的として、センター以外の医療従事者等に向けた研修会を22回開催するとともに、センターに複数人いるインストラクターにより、Pediatric Advanced Life Support（小児の二次救命措置）講習会を8回開催した。 以上の実績と取り組みについて評価する。		
[数値目標] ・センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催	・成育医療研修会において医師・診療放射線・看護師コースを実施した他、臨床研究セミナー等センター以外の医療従事者に向けた研修会を合計22回開催した。（業務実績28頁参照）		（各委員の評定理由） ・人材交流について、病院所属で研究所で研究に従事する医師が33名いるほか、大学や企業に所属して、センター研究所で研究に従事する大学院生等が多くおり、連携大学院も始まっている点、大学教授を4名輩出している点などが優れている。 ・研究所と病院との人材交流や他施設との人材交流等を通じ、研究を奨励するとともに、人材を輩出するなど人材の育成と流動化を図る試みが実施され、成果を出している点は高く評価できる。 ・e-ラーニングの導入、コメディカルへの教育など幅広い活動を行っている。 ・リーダーとして活躍できる人材の育成のため研究所と病院との人材交流、大学及び企業との人材交流、医師のみならず、看護師、コメディカル等の実習受入れなどを積極的に実施した。 ・諸病院(大学病院も含めて)からの実習生の受け入れについてしっかり行っている。 ・数値目標である、センター外の医療従事者に向けた各種研修講習会を年20回以上開催に対して、22回開催と目標を上回った。 ・成育医療の均てん化を目的とした、様々な成育医療に特化した研修を企画実施するなど全体として計画を上回る業績と評価する。 ・成育医療の均てん化推進および、地域指導者の育成に努力しており、成育医療の各領域のリーダーの育成に力が入れている。 ・モデル的研修・講習の実施についても様々な研修会や講習会を多数回実施している点が優れている。		
[評価の視点] ・成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行っているか。	実績：○ ・研究所と病院における人材交流を推進し、病院所属で研究所にて研究に従事する医師は33名となり、大学あるいは企業に所属してセンター研究所にて研究に従事する者は21名となった。（業務実績27頁参照） ・専門看護師3名、海外から保健婦・助産師24名、看護学生60名の育成を行った。薬剤部において各種研修生23名を受け入れた。（業務実績27頁参照）				
・センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努めているか。	実績：○ ・当センターは、小児の生体肝移植の年間実施件数が世界随一の実績を誇り、海外からの医師に小児生体肝移植の技術指導を行っている。 ・当センターICUの入院数は延べ1,130名であり、欧米一流のPICUに匹敵する患者数を診療し、重症度予測指標と照らし合わせても低い死亡率を達成している。これは、国際的に活躍できる医師を育成しているといえる。 ・研究面では平成22年度において、ヒト胚性幹細胞3株の樹立に成功した。また、新たな遺伝物質として注目されているマイクロRNAに関する論文を発表し、世界中で最も注目された論文としてランク付けされた。				
・関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努めているか。	実績：○ ・東京都のこども救命センター構想に参加し、地域の小児救急医療の重症患者の受け皿として当センターICUが機能している。 ・成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療研修会医師コース、診療放射線コース、看護師コースを実施した他、臨床研究セミナー、移植外科での小児、肝移植・肝臓病研究会、小児救急の講演会等センター以外の医療従事者に向けた研修会を開催し、同時に地域の指導者の育成にも努めている。（業務実績28頁参照）				
・成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施しているか。	実績：○ ・センター主催の成育医療研修会で小児救急・集中治療コース、看護師コース、診療放射線技師コースを毎年開催している。また、各種学会で講演、シンポジウム、一般演題を発表し、センターの活動を広く発信している。（業務実績28頁参照） ・Pediatric Advanced Life Support（小児の二次救命処置）コースのインストラクターが当センターに複数人おり、小児の救命処置だけでなく小児の急性期疾患患者の評価から治療にかけての一連の行為を教育することを目的としたPALS講習会を8回開催した。（業務実績28頁参照）				

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項 センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項 （1）ネットワーク構築の推進 成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項 （1）ネットワーク構築の推進 他の医療機関が参加するセミナーや症例検討会等を実施するとともに、他機関との合同カンファレンスを開催し、標準的医療等の普及を図る。	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項 （1）ネットワーク構築の推進 臨床研究セミナー、小児整形外科カンファレンス、小児病院カンファレンス更には、他の機関で講演を行う等、標準的医療等の普及を図った。 また、成育医療研究を通して、全国の小児集中治療関係者との共同研究により、小児集中治療の現状と問題点を明確にし、改善すべき点を提言した。 今般、問題点として、 ① 小児の全ての重症患者に対して既存の小児集中治療部（PICU）が対応できていないこと ② PICUに専従の医師がいない施設が多いこと が分かり、この問題点から全国的なPICUの整備や既存のPICUがさらに患者を受け入れることが可能となるよう救急患者にも目を向ける等、体制を見直し、さらに、専従医を配置することによる医療の質の保証等を提言したところである。 また、PICUに専従医の少ない施設へ医師の派遣を行う等、標準的な医療がセンター以外でも行われるようなシステムづくりを行っている。 さらに、国立病院機構口腔ケア共同研究班に参加し、対象患者別標準的口腔ケアマニュアルを作成した他、小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。 その他、あらゆる小児患者の発達評価に関するシステムを構築し、小児リハビリテーションマニュアルの作成を行うとともに、小児高次脳機能障害者の対応法についてのパンフレットも作成した。 【説明資料】 資料18：成育臨床研究セミナー [120頁] 資料19：対象患者別標準的口腔ケアマニュアル（抜粋） [123頁] 資料20：小児リハビリテーションマニュアル [134頁] 資料21：高次脳機能障害児の支援に携わる方へ（パンフレット） [141頁]

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が成育医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の成育医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。	（２）情報の収集・発信 成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。	（２）情報の収集・発信 成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ上に小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を開始する。	（２）情報の収集・発信 成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報として、メールマガジン（10号36記事）を発行し、ホームページ上でも公開している。 その他、成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて次の取り組みを行った。 ・小児がんの情報に特化した薬剤情報や専門的医学情報を充実させ、今年度は7種の薬剤の情報を追加した。 ・先天性心疾患の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を行った。 ・センターの年報・業績集について掲載を行い、研究成果や最新情報の公開に努めた。 また、画期的な成果をあげた研究者は直ちに幹部に連絡することを徹底させ、幹部とプレスリリース文章を推敲した後、広報部門より速やかに各方面に連絡を行う体制を構築した。その結果、ヒトES細胞の樹立などの7件の研究成果がNHKや全国紙で報道された。 【説明資料】 資料２２：成育すこやかジャーナル〔１４２頁〕 資料２３：小児がん情報ステーションについて〔１４７頁〕 資料２４：研究成果の新聞報道等について〔１５３頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）					
評価の視点	自己評定	A	評 定	A	
■評価項目 8 ■ 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	（総合的な評定） 他の医療機関が参加するセミナーやカンファレンス等を積極的に実施するとともに、小児集中治療が抱える問題点と改善すべき点についての提言を行った。 患者・家族・国民に向けて成育医療に関連した信頼のおける情報をメールマガジンやホームページ等、様々な方法で情報提供を行っている。特に小児がんの情報については充実を図り、また、先天性心疾患についても最新の知見等の医療情報を提供している。 広報については、速やかに各方面に連絡を行うことを徹底する等、ルールや体制を構築することにより、多くの研究成果がマスコミに報道された。			（委員会としての評定理由） 成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報をメールマガジンやホームページで公開し、情報提供するとともに、特に小児がんの情報については、特化した薬剤情報や専門的医学情報を充実させ、先天性心疾患については、最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を行ったことについて評価する。	
〔評価の視点〕 ・国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図っているか。	実績：○ ・全国の小児集中治療関係者との共同研究により、小児集中治療の現状と問題点を明確にし、改善すべき点を提言している。また、専従医の少ないPICUへ医師を派遣する等、標準的な医療がセンター以外でも行われるようなシステム作りを行っている。（業務実績30頁参照） ・国立病院機構口腔ケア共同研究班に参加し、対象患者別標準的口腔ケアマニュアルを作成した。また、小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。（業務実績30頁参照）			（各委員の評定理由） ・一般社会に向けたメールマガジンの発行、小児がんや先天性心疾患の最新治療等に関する情報をホームページに掲載、授乳中の薬剤使用に関する情報をホームページで提供しているほか、相談事業の均てん化を目的とした拠点病院設置等の点などが概ね良好である。 ・患者、家族、国民に向けて成育医療に関連した情報をメールマガジンやホームページ等、種々の方法で情報を提供している。 ・ホームページやメールマガジンなどの充実により、最新の情報を迅速に提供する仕組みや研究成果を社会に伝える為の取り組みとしてのプレスリリースなど高く評価できる。 ・情報発信については成育医療に関連した患者、家族、国民向けの情報として、メールマガジンの発行、公開、ホームページの充実など努力している。概ね計画に合致した業績と評価する。 ・合同カンファレンスや共同研究を通じ標準的医療の普及に努めた事やPICUの専従医が少ない医療機関に医師を派遣するなど直接的な標準的医療普及の取り組みを行った事など評価できる。 ・医療の均てん化を考慮し、セミナーやカンファレンスを積極的に実施している。 ・ネットワーク構築の推進のため、臨床研究セミナー、小児病院カンファレンスや他の機関での講演など、標準的医療等の普及や小児集中治療の問題点や改善すべき点などについて提言を行った。	
----- ・国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築しているか。	実績：○ ・成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報として、メールマガジン（10号36記事）を発行し、ホームページ上でも公開している。その他、成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて次の取り組みを行っている。 ・小児がんの情報に特化した薬剤情報や専門的医学情報を充実させ、今年度は7種の薬剤の情報を追加した。 ・先天性心疾患の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を行った。 ・センターの年報・業績集について掲載を行い、研究成果や最新情報の公開に努めた。 また、画期的な成果をあげた研究者は直ちに幹部に連絡することを徹底させ、幹部とプレスリリース文章を推敲したのち、広報部門より速やかに各方面に連絡を行う体制を構築した。その結果、ヒトES細胞の樹立などの7件の研究成果がNHKや全国紙で報道された。（業務実績31頁参照）			（その他の意見） ・小児集中治療部が置かれていない病院が多く、今後の対策が検討されていることも大切である。	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
５．国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにすること、科学的見地から専門的提言を行うこと。	５．国への政策提言に関する事項 我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。	５．国への政策提言に関する事項 成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に取り組むとともに、国と連携しつつ、専門的提言を行うための手法について検討を開始する。	５．国への政策提言に関する事項 6NC共同で行うゲノム医学・再生医療分野のバイオリソースのバンク化を推進するための検討ワーキンググループに参加し、バイオバンクの構築の他、高精度な医療情報とその追跡システムの構築、国民への情報発信・アウトリーチ活動、網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意の是非、未成年の代諾同意のあり方についての検討を開始した。特に包括同意及び未成年の代諾同意については、現状の国が示している指針では、手続き等について様々な問題があるため、指針の改定についての提言を検討している。 経営工学的分析研究にて小児救急センターの現状調査及び分析を行った。 小児救急に比較的多い小児喘息患者の治療の標準原価を算定し、当該疾病の治療の標準原価の費目別構成割合を把握した。 その結果、人件費が標準原価の70%超と総額の大部分を占めることが明確となり、小児喘息において治療の標準原価は重度区分（トリアージ区分）の治療の業務内容の違いではなく、在院時間と強い相関関係にあることが判明した。また、治療の標準原価と診療報酬点数を比較した結果、どの重度区分においても標準原価を下回っていることが判明した。 今後、治療の標準原価の結果に基づいた診療報酬点数の設定を提言し、小児救急の充実を図る必要性を訴えていく。 小児集中治療、新生児医療、緩和医療、小児看護、生命倫理、法学の各分野の専門家に患者家族を加えた研究班を構成し、我が国の小児患者の看取りの問題点を調査・解析し、合わせて海外の現状も調査した。 その結果をもとに、小児医療の進歩にも関わらず救命できない子どもとその家族に対してより良い医療を提供できるよう、どのような提言が可能か検討を行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 （1）公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 （1）公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 （1）公衆衛生上の重大な危害への対応 病院内に危機管理室を設け、危機管理マニュアルの作成に取り組む。	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 （1）公衆衛生上の重大な危害への対応 危機管理に対するワーキンググループを発足させ、災害についてセンターが被災した場合や他地域での被災に対する応援等、多面的観点からの危機管理マニュアルの作成を開始した。 また、東日本大震災における対応として、地震発生直後より対策本部を設置し、被災地への支援活動を行うとともに、ホームページにおいて国民の不安解消を目的として、「ヨウ素摂取に関する誤った情報について」、「災害時の子どもの心のケア（家族向け・支援者向け）」、「放射線治療を受けた子ども達が、今回の福島第一原子力発電所事故によって影響を受けるのか？」等の情報提供を行った。 【説明資料】 資料25：東日本大震災対策本部の設置と被災地支援について [161頁]

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
（2）国際貢献 我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。	（2）国際貢献 研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。	（2）国際貢献 研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。	（2）国際貢献 英文原著論文を205件発表した（国際共同研究によるものは31件）。平成21年に比べ、11件の増加であった。 「個体発生は、膨大な遺伝子が時間空間特異的に精緻に発現制御されることで進行する」ことに対し、この各組織の分化における遺伝子ネットワークについて、当センターの前身である国立成育医療センター時代の平成16年から網羅的に行ってきたが、平成22年度にそのデータベース「EMBRYS」を全世界に公開した。 また、平成22年度内に研究所に受け入れた外国人研究者数は、前年度より7名増加し、17名を受け入れた。病院部門では平成22年度に6名の外国人研修者、123名の同見学者を受け入れた。さらに研究休職制度を定め、平成22年に2名の医師に対し、海外留学支援を行った。 診療面については、当センターの生体肝移植チームを移植手術の技術指導のため中東（エジプト）に派遣し、成果を挙げている。 【説明資料】 資料26：外国人研究者や研修者及び外国人見学者の受入一覧 [175頁] 資料27：中東（エジプト）派遣について [177頁]

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）					
評価の視点		自己評定	A	評 定	A
■評価項目 9 ■ 国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		（総合的な評定） バイオバンクの構築、高精度な医療情報とその追跡システムの構築等について検討を開始するとともに、包括同意及び未成年の代諾同意について指針の改定に係る提言を検討している。 経営工学的分析研究にて小児救急センターの現状調査及び分析を行い、その結果に基づいた診療報酬点数の設定について提言を行い小児救急の充実を訴えていくこととしている。 小児患者の看取りの問題点を調査・解析し、小児医療の進歩にも関わらず救命できない子ども等に対して、より良い医療を提供できるよう提言について検討を行っている。 危機管理に対するワーキンググループを発足し、多面的観点からの危機管理マニュアルの作成を開始している。 研究成果を諸外国に発信することを目的に、英文原著論文を多数発表するとともに、研究所において17名の外国人を受け入れている。 生体肝移植チームをエジプトに派遣し、移植手術の技術指導を行っている。		（委員会としての評定理由） バイオバンクの構築の他、網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意の是非等について検討を開始するとともに、特に、未成年の代諾同意のあり方についての国の指針では、手続き等について様々な問題があるため、指針の改定についての提言を検討している。また生体肝移植チームを移植手術の技術指導のためエジプトに派遣し成果をあげるとともに、外国人研究（研修）を研究所では、17名の研究者を、病院部門では6名の研修者と見学者123名を受け入れた。 以上の実績と取り組みについて評価する。	
[評価の視点] ・国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。		実績：○ ・ゲノム医学・再生医療分野のバイオリソースのバンク化推進のため、6NC共同でバイオバンクの構築、高精度な医療情報とその追跡システムの構築等について検討を開始するとともに、網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意及び未成年の代諾同意について国が示している指針の改定についての提言を検討している。（業務実績33頁参照） ・経営工学的分析研究にて小児救急センターの現状調査及び分析を行い、小児喘息患者の治療の標準原価を算定し、費目別構成割合を把握することにより相関関係が強いものを判明した。今後、標準原価の結果に基づいた診療報酬点数の設定について提言を行い、小児救急の充実を図る必要性を訴えていく。（業務実績33頁参照） ・各分野の専門家に患者家族を加えて、小児患者の看取りの問題点を調査・解析し、小児医療の進歩にも関わらず救命できない子どもとその家族に対して、より良い医療を提供できるよう、どのような提言が可能か検討を行った。（業務実績33頁参照）		（各委員の評定理由） ・公衆衛生上の重大な危害への対応として、東日本大震災において、現地に医師や看護師を派遣したほか、放射線や心のケアに関する情報提供を行った点、および国際貢献について、外国からの研究者、研修者、あるいは見学者を多数受け入れたほか、エジプトに生体肝移植チームを派遣し、技術指導を行った点が概ね良好である。 ・バイオリソースのバンク化、外国（エジプト）への医療技術支援など活発に活動している。 ・わが国の医療政策の推進のため、バイオバンクの構築などの検討（6 NC共同）、網羅的ゲノム配列解析に関する包括同意の是非、特に未成年の代諾同意のあり方についての国の指針改定に関する提言の検討など、概ね計画に合致した業績と評価する。 ・より良い成育医療を国民に提供するため、小児集中治療、新生児治療、緩和医療、小児看護等、各分野の専門家や患者家族を交えて研究班を組織して検討を開始していることは評価できる。今後の成果に期待したい。 ・小児救急センターの現状を経営工学的分析研究で調査し、標準原価の費目別構成割合の把握や小児患者の看取りに関する問題点の調査を行い、計画どおり専門的提言を行うための手法が検討された。 ・院内危機管理マニュアル作成について計画どおり着手し評価できる。国際貢献に関しても英文論文の投稿や共同研究など計画を達成するとともに、移植チームの海外派遣など高く評価できる。 ・東日本大震災への対応として、情報提供のみならず、医師や看護師を現地に派遣したり医薬品を援助したり具体的被災地支援を迅速に行ったことは大変高く評価できる。	
・国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、そのような事態に対し準備を行っているか。		実績：○ ・危機管理に対するワーキンググループを発足させ、災害について多面的観点からの危機管理マニュアルの作成を開始した。（業務実績34頁参照） ・東日本大震災における対応として、地震発生直後より対策本部を設置し、被災地への支援活動を行うとともに、ホームページにおいて国民の不安解消を図るための情報提供を行った。（業務実績34頁参照）			
・成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行っているか。		実績：○ ・英文原著論文（国際共同研究によるものを含む）の発表や外国人の研究所受け入れを行う等、国際貢献を行っている。（業務実績35頁参照） ・生体肝移植チームを移植手術の技術指導のためエジプトに派遣を行い国際的に貢献を行っている。（業務実績35頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平 成 2 2 年 度 の 業 務 の 実 績
第 3 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指すし、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。 その際、併せて、医療法（昭和23年法律第23号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。 また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 効率的な業務運営に関する事項 （1）効率的な業務運営体制 センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において 1 %以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。 その際、併せて、医療法（昭和23年法律第23号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。 また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 効率的な業務運営に関する事項 （1）効率的な業務運営体制 センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の見直しを行う。 総人件費については、技能職の退職後非常勤職員への切替を行う一方で、地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応に伴う人材確保の他、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 平成22年度におけるセンターの総人件費改革の対象となる人件費は、6,332百万円であり、総人件費改革の基準値である平成21年度の人件費5,668百万円と比較すると664百万円の増となっている。 これは、 （1）総人件費削減に向けた取り組みとして ① 技能職の退職後非常勤職員への切替 ② 独法移行時の給与カーブの変更等により削減を行い （2）一方、センターとしての役割を果たすため、 ① 地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善等のための体制整備 ② 医師不足解消に向けた取り組み・救急医等の処遇改善及び地域医療との連携強化のための体制整備等により、人件費が増加したことによるものである。 引き続き、技能職の退職後非常勤職員への切替及びアウトソーシング等による人件費削減を図っていくが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況の中で、患者の目線に立った良質な医療を提供し、センターに求められる役割を着実に果たしていくためには、一定の人件費増は避けられないものである。 なお、人件費率については平成22年度実績は41.0%となり、年度計画41.9%に対し0.9%の減となっている。 ○国家公務員の再就職者が就いているポストの見直し ・理事長の公募 任期は途中であるが、厚生労働大臣との約束において平成22年度末を以て、公募により理事長ポスト就任者の選考を行った。 ・非人件費ポスト 非人件費ポストは、設置していない。 【説明資料】 資料 2 8 : 組織図 [1 7 8 頁] 資料 2 9 : 独立行政法人国立成育医療研究センター理事会規程 [1 8 2 頁] 資料 3 0 : センターに置く組織、任務・事務 [1 8 5 頁]	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とする とともに、副院長の役割と院内での位置付け を明確化する。	① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を行うととも に、副院長の役割と院内での位置付けを明確化 する。	① 副院長複数制の導入 法人設立時より看護・環境担当の特命事項を担う副院長を設置し、特命事項以外を総括的に担 当する副院長との役割等の明確化を図った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。	② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。	② 事務部門の改革 国の時代は運営局として集約されていた管理部門の業務・権限について、運営局を廃止し業務内容に応じた4部門（総務部、人事部、企画経営部、財務経理部）に分類し部門毎に責任が明確となる体制を構築した。 【説明資料】 資料28：組織図 [178頁]

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
■評価項目10■ 効率的な業務運営に関する事項 （1）効率的な業務運営体制	（総合的な評定） 理事会、執行役員会議、企画戦略室等を設置することにより、ガバナンスの強化や研究・医療等の充実に資する事業計画策定、的確かつ迅速な意思決定を行うための組織体制を構築し、適切に運用を行っている。看護・環境担当の特命事項を担う副院長を設置する等、副院長が果たすべき役割の明確化を図っている。 管理部門の業務・権限について、業務内容に応じた4部門に分割し、責任の明確化を図っている。		（委員会としての評定理由） 研究・医療等の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等を行うこと、及びガバナンスの強化を目的として理事会、執行役員会議、企画戦略室等を設置した。また法人設立と同時に事務部門の改革を行い、総務部・人事部・企画経営部・財務経理部の4部体制とし各部門の業務に関して権限と責任を明確化し迅速な意思決定が可能となった。 以上の実績と取り組みについて評価する。	
[評価の視点] ・センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。	実績：○ ・センターの使命である研究・医療等の充実、迅速な意思決定、ガバナンス強化等を目的とした組織体制を構築し適切な運営を行った。（業務実績37頁参照）		（各委員の評定理由） ・ガバナンスの強化や研究・医療等の充実に資する事業計画策定のために、理事会、執行役員会議、企画戦略室等を設置した点や事務部門を4部門に分類し、部門ごとに責任が計画になる体制を構築した点が概ね良好である。 ・効率的な業務運営体制の確立、ガバナンスの強化等のため、事務部門の4部制（責任の明確化）、副院長の複数制導入、理事会設置と外部理事の採用、理事長直属の企画戦略室の設置、内部統制構築のため監査室の設置と専任職員配置及びコンプライアンス室の設置など体制整備を行った。計画を上回る取り組みと評価する。 ・外部理事も擁した理事会の設置や理事長直属の企画戦略室の設置、執行役員会の設置によりガバナンス強化の組織体制見直しを行った事は評価できる。 ・特命事項を担う副院長を置き、役割の明確化を図った。 ・給与カーブの見直しや技術職の非常勤化など人件費抑制の取り組みは評価できる。一方で総人件費が増加しているが、必要な診療体制の整備に不可欠な人材を確保する必要があったと理解する。副院長制の導入と役割の明確化や事務部門の再編も行われたと評価する。 ・全体として、人件費率は年度計画に対し、0.9%減っている。 ・総人件費改革に向け、技能職の退職後、非常勤職員への切り替えや、独立行政法人移行時の給与カーブの変更等により削減を図る一方、高度先駆的医療の推進、小児救急医療への対応、医療サービスの質の向上、医療安全の確保等のため、必要な人材の確保に努めた結果、人件費は平成21年度より664百万円増加した。	
・センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。	実績：○ ・国時代は集約されていた管理部門を4部門に分類し、部門毎に責任が明確となる体制を構築した。（業務実績37頁参照）			
・総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点）	実績： ・総人件費については、技能職の退職後非常勤職員への切替を行う一方で、地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応に伴う人材確保の他、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 平成22年度におけるセンターの総人件費改革の対象となる人件費は、6,332百万円であり、総人件費改革の基準値である平成21年度の人件費5,668百万円と比較すると664百万円の増となっている。これは、 （1）総人件費削減に向けた取り組みとして ① 技能職の退職後非常勤職員への切替 ② 独法移行時の給与カーブの変更等により削減を行い （2）一方、センターとしての役割を果たすため、 ① 地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善等のための体制整備 ② 医師不足解消に向けた取り組み・救急医等の処遇改善及び地域医療との連携強化のための体制整備等により、人件費が増加したことによるものである。 引き続き、技能職の退職後非常勤職員への切替及びアウトソーシング等による人件費削減を図っていくが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況の中で、患者の目線に立った良質な医療を提供し、センターに求められる役割を着実に果たしていくためには、一定の人件費増は避けられないものである。 なお、人件費率については平成22年度実績は41.0%となり、年度計画41.9%に対し0.9%の減となっている。（業務実績37頁参照）			
・総人件費改革は進んでいるか。（厚労省評価委評価の視点）			（その他の意見） ・重要なテーマである総人件費改革については、独法移行時の給与カーブ見直し等他のセンターと同様の取組みで、一方、センターの役割機能の徹底のため基準値より総人件費は増加している。センターに求められる役割を果たすため、やむを得ないと考えるが、人件費構造、要員配置、業務運営体制など多岐にわたる点検、見直しによる効率化への検討、取組みが求められる。 ・医師、看護師の確保のため、人件費の削減は大変であり、今後の効率的配合に期待したい。 ・総人件費改革が進んでおらず、今後に期待したい。 ・業務運営の効率化のため、理事会規定の整備、理事長直属の企画戦略室を設置し、さらに監査室を設置して、しっかりした体制になりつつある。このような体制の効果に関しては、今後の経過観察が必要である。	
・国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。				
・独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。				
・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・理事長ポストについては、公募により選考を実施した。（業務実績37頁参照）			
・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・非人件費ポストについては、設置していない。（業務実績37頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。 ----- ・事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。	実績：○ ・副院長の役割と院内での位置付けを明確化する観点から、看護・環境担当の特命事項を担う副院長を設置した。（業務実績38頁参照）	
	実績：○ ・国時代は集約されていた管理部門を4部門に分類し、部門毎に責任が明確となる体制を構築した。（業務実績39頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。	（2）効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。	（2）効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成22年度の損益計算において、経常収支率を101%以上とするよう経営改善に取り組む。	（2）効率化による収支改善 センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、材料費、人件費、委託費等に係るコスト縮減に努め収支改善を推進した。 結果として、経常収支は約1,218百万円の黒字、経常収支率は106.4%となり、平成22年度計画における経常収支率101%を超える収支率を達成した。 【説明資料】 資料31：経営の改善〔186頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し	① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。	① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。	① 給与制度の適正化 職員給与における基本給について、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の特徴である年功的要素の影響を抑制することとし、一般職員について若年層の給与水準は変えず、民間の給与水準を勘案して中高年の年功的な給与水準を緩やかなカーブとする等、給与制度を見直した。 また、12月には国家公務員給与の減額改定を受け、同水準の改定を行う等柔軟な対応をした。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績								
② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化	② 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。	② 材料費の節減 材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の集約に取り組む。	② 材料費の節減 医薬品、試薬、医療材料について6NCでの共同購入により購入単価の低減を図るとともに、薬剤委員会を通じ同種同効医薬品を整理し、使用医薬品の集約を図り、平成22年度の材料費率は、24.3%となった。 【共同入札の品目数及び割合】 ・医薬品： 1,292品目（総契約品目数 1,303品目） 99.2% ・検査試薬： 196品目（総契約品目数 285品目） 68.8% ・診療材料： 422品目（総契約品目数 3,134品目） 13.5% ※総契約品目数については、常時使用を予定している品目数。 【医薬品品目数について】（単位：品目） <table><tr><td>H22.3.31現在</td><td>削除医薬品</td><td>採用医薬品</td><td>H23.3.31現在</td></tr><tr><td>1,526</td><td>80</td><td>43</td><td>1,489</td></tr></table>	H22.3.31現在	削除医薬品	採用医薬品	H23.3.31現在	1,526	80	43	1,489
H22.3.31現在	削除医薬品	採用医薬品	H23.3.31現在								
1,526	80	43	1,489								

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成21年度に比し、中期目標期間の終年度において15%以上の削減	③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。	③ 一般管理費の節減 一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めるとともに、事務部門の見直し等により、平成21年度に比して、15%以上節減できる体制を構築する。	③ 一般管理費の節減 一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減や水道光熱費等の費用節減など、経費の縮減・見直しを図り、平成21年度に比して21.1%（136百万円）節減を図った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。	④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進め、コスト削減に取り組む。	④ 建築コストの適正化 施設整備部門に精通した専門的知識を有する営繕専門職を配置するとともに、建物の改修等に当たっては、業者提示額に対する査定精度の向上を図った。具体的には、平成21年度契約済みのMFICU等整備工事の追加工事として、4階・6階NICU病棟改修工事に伴う予定価格算出に当たり、特に医療ガス設備工事の仕様並びにアウトレットの数量について見直しを行う等、工事費を削減した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保	⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して（※）医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度（平成21年4月～平成22年1月）医業未収金比率0.05％	⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立に努める。	⑤ 収入の確保 医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行うとともに、新規発生の防止という観点から次のような取り組みを実施した。 ・分娩入院の患者を対象として事前の預り金制度を導入 ・クレジットカード及びデビットカードを導入（患者の利便性も確保） ・出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の活用 結果として、平成22年度の医業未収金比率は0.05％となり、その水準を維持することができた。 レセプト点検に関しては、診療報酬委員会において査定された診療行為の分析を行うとともに、高額レセプト（40万点以上）については、全件を点検している。また、点検には各診療科レセプト担当者とヒアリングを行い、症状詳記記載のポイント等を指導している。これにより高額レセプト以外のレセプトにおいても症状詳記等については、精度の高い記載内容となり、審査減の改善が図られた。 IT関連の外部コンサルテーションを受診し、全部門システムの管理状況等についてヒアリングを実施し、保守契約等の見直しを行うことで経費の節減を図るとともに、医療情報室の抜本的な改革が指摘され組織改編（平成23年5月実施）を行うことを念頭に各部門システムの責任体制の確立に向けて準備を行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
2. 電子化の推進 業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	2. 電子化の推進 （1）電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。	2. 電子化の推進 （1）電子化の推進による業務の効率化 費用対効果を勘案しつつ、職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むとともに、情報セキュリティを専門に扱う部署を設置する。	2. 電子化の推進 （1）電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図る観点から、職員に対する通達文書については、イントラネットを活用し電子的に発出することに努めた。その結果、その件数は平成22年度においては、上半期が411件、下半期が457件と増加傾向にある。 また、情報セキュリティを専門に扱う部署として、企画経営部に情報管理室を設置し、電子文書のアクセス権の見直しを行う等の取り組みを図った。 さらに、医療情報の活用、経営分析、IT関連経費の縮減等を目的としたIT専門部署の拡充についての検討を開始した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	（2）財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。	（2）財務会計システム導入による月次決算の実施 平成22年度は企業会計原則に基づく会計処理への移行初年度であることから、4月1日から財務会計システムを導入し、確実に稼働させることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。	（2）財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行という新たな制度に対し、センターとして適切に対応を行い月次での決算を実施するための財務会計システムを導入し、職員は平成22年4月1日からこのシステムを使用した会計処理を実施することができた。 月次決算を行い、その状況を翌月の理事会等に報告することにより年度決算しか行わない国の時代では考えられないスピードで経営状況の把握・分析・問題点への対応が可能となった。 また、早い段階で問題点に対する対応策の検討及び実施を行うことにより、職員の経営に対する参加意識の向上を図ることができた。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
■評価項目 1 1 ■ 効率的な業務運営に関する事項 （２）効率化による収支改善 電子化の推進	（総合的な評定） センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、コスト縮減に努め収支改善を推進したことにより、平成22年度の経常収支率は106.4%となり、年度計画を大幅に上回った。 医薬品・試薬・医療材料について、スケールメリットを勘案した6NCによる共同購入を行うことにより購入単価の低減を行い、材料費率の抑制に努めた。 一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減等に積極的に取り組むことにより21.1%の節減を図り、当初目標を大幅に上回った。 医業未収金については、定期的な督促業務を精力的に行うとともに、特に新規発生の防止に重点を置き、事前の預り金制度の導入、カード決済の導入等、様々な取り組みを行っている。 診療報酬委員会において、40万点以上の高額レセプト全件の点検を行うとともに、各担当診療科に対しヒアリング等を通じ症状詳記の記載についての指導を行っている。 新たな会計制度に対応するための財務会計システムを導入し、そのシステムを利用した月次決算を実施した。月次決算を行いその状況を翌月の理事会等に報告することにより、早い時期での問題点の把握・分析・対応が可能となり、それにより経営改善の一層の推進に繋がった。		（委員会としての評定理由） 国立成育医療研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成22年度の損益計算において経常収支率106.4%（経常利益12.2億円）と年度計画を達成しており評価する。また一般管理費の節減については、中期計画の目標として15%減のところ21.1%減と既に中期計画を上回っていることについて高く評価する。	
[数値目標] ・5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上	・平成22年度の経常収支率は、106.4%となった。（業務実績42頁参照）		（各委員の評定理由） ・損益計算における経常収支率が改善した点、他のナショナルセンターと医薬品・医療材料の共同購入を実施している点、財務会計システムを導入し、企業会計原則による会計処理を実施している点、月次決算の実施及び理事会に報告している点などが概ね良好である。 ・経費節減を図りつつ診療収入増加を達成している。 ・イントラネットの活用やセキュリティーの見直し財務会計システムによる月次決算など業務への電子化の推進が進捗したことは評価できる。 ・電子化の推進による業務の効率化は着実に実施されている。 ・主要な数値目標である、5年間の累計損益で経常収支率100%以上という目標に対して、106.4%と初年度から大幅に上回っており、高く評価する。一般管理費削減については、最終年度において15%以上の節減に対して21.1%節減と既に目標を上回り、医業未収金比率縮減についても、0.05%と前年度横ばいで高い水準を維持しており、それぞれ評価する。 ・職員の適正配置等や手術数の増加、さらに医薬品や医療材料費の共同購入の効果等で経常収支率は106.4%となり、年度計画を大幅に上回った。 ・経常収益20,172百万円、経常費用18,955百万円、経常利益1,217百万円で、経常収支率は、106.4%となり、平成22年度計画（101%）を達成した。 ・セグメント別に見ると、診療事業が888百万円、臨床研究事業が366百万円の事業利益を上げた結果である。 ・給与制度の改正、材料費の削減、一般管理費の節減（△21.1%）等が行なわれた。 ・材料費節減のため、6NCの共同購入による単価低減(当センターでは医薬品の99.2%は共同入札品目)などにより、材料費率24.3%と低い水準となっている。コストダウンへの継続的な取組みを期待したい。	
・中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減 （平成21年度 707,870千円）	・一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減などを行い、平成21年度に比して21.1%（136百万円）の節減を図った。（業務実績45頁参照）			
・平成21年度に比した医業未収金比率の縮減 （平成21年度 0.05%）	・平成22年度の医業未収金比率は、医業未収金の新規発生の防止に取り組むことによって0.05%となり、平成21年度の水準を維持することができた。（業務実績47頁参照）			
[評価の視点] ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適性配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、材料費、人件費、委託費等に係るコスト削減に努め収支改善を推進したことにより、当期総利益1,178百万円を計上したものであり、適切な業務運営を行った結果である。		（その他の意見） ・外来患者数および入院患者数が減少しており、財務会計システムも活用して増加の工夫を期待したい。 ・医療未収金比率は横ばい状態であり、今後なお努力を続けてもらいたい。	
・繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか（政・独委評価の視点）	実績：－ ・繰越欠損金は、計上されていない。			
・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・平成22年度における運営費交付金の未執行額は、191,014千円（3.8%）であり、運営費交付金全体に占める額、割合ともに高くはない。また、その理由については、震災による研究機器購入の延期及び定年退職予定者の勤務延長によるものである。			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ 法定外福利厚生費（職員厚生費、健康診断費、その他福利厚生費）については、その支出自体、限定的に取り扱っており、日常的に点検を行い支出した結果、平成22年度における法定外福利厚生費は、4,355千円と支出額全体に占める額としては僅かなものとなった。	
・法定外福利費の支出は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）		
・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・事業費における冗費については、日常的に点検を行いつつ支出している。契約の適正化及び低廉化を目的とした外部有識者を委員に含めた「契約審査委員会」を設置し、事前審査を実施した。 センターにおける経費削減を目的とした「経費削減部会」を立ち上げ、照明器具の変更等による削減やコージェネレーション設備の運転変更による削減等様々な取り組みを行った。 ・IT関連事業の経費見直しについて、外部コンサルを導入し契約内容、業務内容の点検を実施し、平成22年度においては、6,188千円の削減を図った。	
・給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。	実績：○ ・独法移行により給与体系の見直しを行い、年功的要素の影響を少なくし、民間の給与水準を勘案し、中高年層の給与カーブを緩やかにした。（業務実績43頁参照） ・国家公務員の減額改定を受け、12月に業績手当及び中高年層の基本給について減額改定を行った。（業務実績43頁参照）	
・国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のようない観点から厳格なチェックが行われているか。 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・センターの給与水準については、国の給与制度等を踏まえ、通則法に則って適切に対応しているところである。 ・平成22年度のラスパイレス指数においては、全職種において国の水準よりも高いものとなっているが、これは、当法人は地域手当1級地に所在していること、及びセンターの主たる事業かつ目的である医療の提供に不可欠である医療職種について、社会一般情勢に適応するよう独法移行時を機に改善を行ったことによるものである。特に医師の確保については全国的に厳しい情勢であることから、医師給与については、基本給等の引き下げの見送りや年俸制による勤務成績の反映などを講じた。また、看護師についても医師同様に確保対策が必要であり、特殊業務手当など国に準じた手当を設定している。	
・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が对国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。（厚労省評価委評価の視点）		
・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・国と異なる又は法人独自の手当とされているものは、国と同旨の手当、民間医療機関と同様の手当、国の施策に対応した手当、有能な人材確保を図るための手当であり、民間医療機関との給与水準の違いや独立行政法人に求められる能力実績主義を踏まえれば、適切なものである。 ・また、特殊業務手当は、賞与・退職手当の基礎としない手当であり、国の俸給の調整額と異なるものの、民間の給与を踏まえた適切なものである。	
・医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。	実績：○ ・医薬品、試薬、医療材料について6NCでの共同購入により購入単価の低減を図るとともに、薬剤委員会を通じ同種同効医薬品を整理し、使用医薬品の集約を図ることにより、材料費率の抑制に努めた。（業務実績44頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・一般管理費（退職手当を除く。）について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。	実績：○ ・一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減などを行い、平成21年度に比して21.1％（136百万円）の節減を図った。（業務実績45頁参照）	
・建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。	実績：○ ・専門的知識を有する営繕専門職を配置し、業者提示額に対する査定精度の向上を図り、4階・6階NICU病棟改修工事に伴う予定価格算出に当たり、特に医療ガス設備工事の仕様並びにアウトレットの数量について見直しを行う等、工事費を削減した。（業務実績46頁参照）	
・医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。	実績：○ ・医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行うとともに、分娩入院の患者を対象として事前の預り金制度を導入する等、新規発生の防止に向けて様々な取り組みを実施した。 40万点以上の高額レセプト（基金・国保の特別審査委員会審査対象）については、全件について診療報酬委員会において点検するとともに、担当診療科のヒアリングを行い必要な症状詳記、臨床データの追加等を指導している。（業務実績47頁参照）	
・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・中期計画において、医業未収金比率を0.05％以内に抑える計画を策定しており、平成23年1月末現在の医業収益に対する医業未収金の割合は、0.05％と計画を達成している。（業務実績47頁参照）	
・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・中期計画において、医業未収金比率を0.05％以内に抑える計画を策定しており、平成23年1月末現在の医業収益に対する医業未収金の割合は、0.05％と計画を達成している。（業務実績47頁参照）	
・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・中期計画において、医業未収金比率を0.05％以内に抑える計画を策定しており、平成23年1月末現在の医業収益に対する医業未収金の割合は、0.05％と計画を達成しており、引き続き、新規発生の防止を重点に未収金対策を徹底していく。（業務実績47頁参照）	
・文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。	実績：○ ・平成22年度において、職員に対する通報文書を電子的に発出した件数は増加傾向にあった。（業務実績48頁参照） ・情報セキュリティを専門に扱う部署として、企画経営部に情報管理室を設置し、電子文書のアクセス権の見直し等を行った。（業務実績48頁参照）	
・財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。	実績：○ ・企業会計原則という新たな制度への移行に対し、財務会計システムを導入し月次決算を行うため、4月1日より本システムを使用した会計処理を実施した。月次決算の状況を翌月の理事会等に報告することにより、分析や問題点への対応を迅速に図ることができた。（業務実績49頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
３．法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。	３．法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。	３．法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。	３．法令遵守等内部統制の適切な構築 内部統制の確立という観点から、内部監査を担当する部門として独立行政法人発足時より監査室を設置し、適切に業務が実施されているかを監査するための内部監査マニュアルを作成した。 初年度は、センターの運営部門を担っている事務部門の現状を書面（チェックシート）により調査した上で、各課で不可、不備となっている事項や現状についてのヒアリングを行った。 さらに、そこで浮き彫りになった項目に対する対応について、監事や監査法人とも連携しながら、各課とも一体となって改善するとともに、適切に内部牽制が働く体制の確保と維持に向けて検討を開始した。 また、法令遵守の厳格化を目的としてコンプライアンス室を独法発足時より設置しており、室長には外部の弁護士を選任した。 契約業務については、原則として、1件の契約予定金額が100万円を超える案件については一般競争入札により契約業務を遂行し、随意契約による場合には外部の有識者を含めた契約審査委員会にて審議を行い透明性を確保し、「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図った。 また、従前、競争性がないとされていた随意契約の見直し、1者応札の改善を図った実績は以下のとおりである。 ○随意契約から入札へ移行 5件 415, 043千円 ○1者応札から複数応札 4件 54, 741千円 【説明資料】 資料３２：内部監査マニュアル（自己評価チェックリスト）（抜粋） [1 9 4 頁]

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）					
評価の視点	自己評定	A	評 定	A	
■評価項目 1 2 ■ 法令遵守等内部統制の適切な構築	（総合的な評定） 内部監査を担当する部門として監査室を設置し、内部監査マニュアルを作成するとともに、事務部門を対象として書面による調査とヒアリングを実施した。 法令遵守の厳格化を目的としてコンプライアンス室を設置し、外部の弁護士を室長に選任している。 契約業務について、原則として100万円を超える案件については一般競争入札を行い、随意契約の場合には契約審査委員会にて審議を行う等、適正化を図っている。		（委員会としての評定理由） 内部監査を担当する部門として監査室を設置し、適切に業務が実施されているかを監査するための内部監査マニュアルを作成するとともに、事務部門の現状を書面（チェックシート）により調査した上で、ヒアリングを行い、監事や監査法人とも連携しながら改善を行い、内部統制体制の構築に取り組んだことについて評価する。		
[評価の視点] ・内部統制（業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・内部統制の確立という観点から、内部監査を担当する部門として独法発足時より監査室を設置し、適切に業務が実施されているかを監査するための内部監査マニュアルを作成した。初年度は、センターの運営部門を担っている事務部門の現状を書面（チェックシート）により調査した上で、各課で不可、不備となっている事項や現状についてのヒアリングを行った。さらに、そこで浮き彫りになった項目に対する対応について、監事や監査法人とも連携しながら、各課とも一体となって改善するとともに、適切に内部牽制が働く体制の確保と維持に向けて検討を開始した。 また、法令遵守の厳格化を目的としてコンプライアンス室を独法発足時より設置しており、室長には外部の弁護士を選任した。（業務実績53頁参照）		（各委員の評定理由） ・監査室を設置し、内部監査マニュアルを作成し監査を実施するなど内部統制を適切に構築した点や、コンプライアンス室を設置し、外部の弁護士を室長に選任している点が概ね良好である。 ・監査室が設置され、マニュアルを作成し事務部門の調査に着手したことは高く評価できる。 ・監査法人など外部の視点からの評価も行われており、コンプライアンス室長を外部の人間を専任した点も評価できる。 ・内部監査室、コンプライアンス室を設置し、監事や外部監査人と連携し、内部統制の適切な構築に努めている。 ・契約業務については、契約審査委員会を設置し、適正化に努めている。 ・一定金額以上を一般競争入札で行う他、随意契約を契約審査委員会で審議するなど契約業務の適正化を図り具体的成果を上げている点は高く評価できる。		
・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点） ※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等	実績：－ ・関連公益法人は該当がない。		（その他の意見） ・内部統制の構築のため、監査室を設置し監査マニュアルの作成、書面監査ヒヤリングを実施、またコンプライアンス室の設置など概ね計画通りの取組みであるが、実地監査、特に抜打監査の実施など内部監査の充実とコンプライアンス室の位置付け、役割の明確化など単なるお飾りの存在にならないよう取り組みが必要と考える。 ・監査室の強化等対策が進んでいるが、コンプライアンス室長は内部から選任すべきではないか。		
・契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。	実績：○ ・1件あたりの契約予定金額が100万円を超える案件については、原則として一般競争入札を行っており、さらに「随意契約見直し計画」に基づく取組状況については、ホームページにおいて公表を行っている。（業務実績53頁参照） ・見直し計画の中の随意契約から一般競争入札への切り換えについては、21年度中に終了しており、22年度においては、少額なものを除き、真に随意契約とせざるを得ないもののみを随意契約とし、公表も行っている。（業務実績53頁参照）				
・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・契約の方式等は、契約に関する事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として会計規程及び契約事務取扱細則に規定されており、契約事務の実施にあたっては、これら両規程等を遵守し、適切に行っている。				
・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、仕様書の見直し等を検討する等、契約に関する事務の適正化に努めた。				

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・契約の締結に当たっては、契約予定金額が100万円を超える案件については、原則一般競争入札を実施し、競争性を確保している。また、契約金額が100万円を超える案件については、契約方法に関わらず、ホームページにて公表し、透明性を確保している。（業務実績53頁参照） ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、仕様書の見直し等を検討する等、契約に関する事務の適正化に努めた。また、一者応札・応募になった案件については、入札参加者にアンケート等を実施し、その改善を図っている。（業務実績53頁参照）	
	実績：○ ・「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ・随意契約見直し計画により競争性のある随意契約について一般競争入札に切り換えるとともに、少額随意契約（1件の契約予定金額が100万円未満）を除き、原則として一般競争入札を行い、随意契約を行った場合には内容を公表し、透明性を確保している。 また、入札参加資格や仕様書等の見直しにより1者応札の改善を図った。（業務実績53頁参照） 随意契約の見直し及び1者応札の改善を図った実績は以下のとおりである。 ○随意契約から競争入札へ移行 5件 415,043千円 ○1者応札から複数応札 4件 54,741千円	
・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・契約の締結に当たっては、契約予定金額が100万円を超える案件については、原則一般競争入札を実施し、競争性を確保している。また、契約金額が100万円を超える案件については、契約方法に関わらず、ホームページにて公表し、透明性を確保している。（業務実績53頁参照） ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、仕様書の見直し等を検討する等、契約に関する事務の適正化に努めた。また、一者応札・応募になった案件については、入札参加者にアンケート等を実施し、その改善を図っている。（業務実績53頁参照）	
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。（厚労省評価委評価の視点）	実績：△ ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき。監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年4月1日に設置した。 ・平成23年6月15日に第1回委員会を開催し、平成22年度末までに契約が締結された随意契約47件、一者応札・応募案件34件について点検・見直しを行った。 随意契約については、リース契約の残期間に係る継続案件、医療機器等の緊急を要する修理案件及びその相手以外からは購入することが出来ない等の「やむを得ない理由」や「競争の余地がない」ものとなっていた。	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。 1. 自己収入の増加に関する事項 成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	第3 予算、収支計算書及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。 1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。	第3 予算、収支計算書及び資金計画 1. 自己収入の増加に関する事項 外部資金を受け入れるための経費毎の担当部署を明確化し、寄附や受託研究を適切に運用していくためのルールを作成する。	第3 予算、収支計算書及び資金計画 1. 自己収入の増加に関する事項 寄附及び受託研究等の競争的資金を受け入れるための経費毎の担当部署を明確化するとともに、これら外部資金を適切に運用するための規程を整備した。 また、寄附については、ホームページ上での案内を開始するとともに、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供や手続きにかかる助言を行う等、その獲得に努めた。 【説明資料】 資料33：寄付及び研究費毎の金額等一覧〔210頁〕 資料34：寄付の受け入れについて〔211頁〕 資料35：独立行政法人国立成育医療研究センター寄付受入規程〔213頁〕 資料36：独立行政法人国立成育医療研究センター競争的研究資金取扱規程〔225頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平 成 2 2 年 度 の 業 務 の 実 績												
2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予 算 別紙 2 (2) 収支計画 別紙 3 (3) 資金計画 別紙 4	2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成22年度は長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の残高）を減少させる。 (1) 予 算 別紙 2 (2) 収支計画 別紙 3 (3) 資金計画 別紙 4	2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成22年度におけるセンター機能の維持・向上のための整備については長期借入を行わず、内部資金等を活用することによって行った。 また、固定負債（長期借入金の残高）については約定どおりの償還を行い、その残高を減少させた。 【財政融資資金】 <table><tr><td>平成21年度末残高</td><td>平成22年度償還額</td><td>平成22年度末残高</td></tr><tr><td>10, 198, 210千円</td><td>元金 634, 245千円</td><td>9, 563, 965千円</td></tr><tr><td></td><td>利息 145, 868千円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>合計 780, 113千円</td><td></td></tr></table>	平成21年度末残高	平成22年度償還額	平成22年度末残高	10, 198, 210千円	元金 634, 245千円	9, 563, 965千円		利息 145, 868千円			合計 780, 113千円	
平成21年度末残高	平成22年度償還額	平成22年度末残高													
10, 198, 210千円	元金 634, 245千円	9, 563, 965千円													
	利息 145, 868千円														
	合計 780, 113千円														

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 2,100百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 2,100百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	第4 短期借入金の限度額 平成22年度における短期借入金はない。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 平成22年度における重要な財産の処分、又は担保に供した実績はない。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	第6 剰余金の使途 平成22年度決算における利益剰余金は、1,178百万円を計上したことから、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てるための積立金とすることとしている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
第5 その他業務運営に関する重要な事項 1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事項 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事項 自己資金を活用して、長期債務の削減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事項 研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善を図るための施設整備や設備整備については、平成22年度は長期借入を行わず自己資金等を活用し、MFICUの新設、NICUの増床等の整備を行った。 また、主要な建物等については、センターの前身である国立成育医療センター開設時から9年が経過しているため、中期的な施設整備（修繕も含む）計画の策定を開始した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）					
評価の視点	自己評定	A	評 定	A	
■評価項目 1 3 ■ 予算、収支計画及び資金計画等 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途	（総合的な評定） 寄附や受託研究等の外部資金受け入れの担当部署を確定するとともに、運用等に関する規程の整備を行った。 外部資金を獲得するためにホームページでの案内等を行うことにより、寄附金受入額208,450千円等、多額の獲得が図られている。 研究・医療の高度化への対応、機能の維持等のための整備を実施するものの、財源については長期借入を行わず自己資金等を活用した。また、借入金の元利償還については、約定通り確実な償還を行い、それらにより長期借入金の残高を減少させることができた。 自己資金等を活用し計画的な資金運用を行うことにより、短期借入金を必要としなかった。		（委員会としての評定理由） 寄附及び受託研究等の競争的資金を受け入れるための経費毎の担当部署を明確化するとともに、これら外部資金を適切に運用するための規程を整備した。また、寄附については、ホームページ上での案内を開始するとともに、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供、手続きの助言を行う等、その獲得に努めた結果、208,450千円の多額の寄附を受けることができた。 以上の実績と取り組みについて評価する。		
[評価の視点] ・民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄付や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。	実績：○ ・寄附及び受託研究等の競争的資金を受け入れるための担当部署を明確化するとともに、これら外部資金を適切に運用するための規程を整備した。（業務実績56頁参照） ・ホームページ上での寄附募集案内や競争的資金についての情報提供等を行い、外部資金の獲得に努めた。（業務実績56頁参照）		（各委員の評定理由） ・寄附・受託研究等外部資金を獲得し、長期借入金を順当に返済している点が概ね良好である。 ・外部資金の獲得に努力し、着実に寄附金を受け、受け入れ総額208,450千円に達している。その結果、研究や医療の高度化への対応、機能の維持等の整備を実施しても長期借入をせず自己資金等の活用ですんでいる。 ・自己収入の増加を図るため、寄附及び受託研究等の外部からの資金受入れのため、担当部署の明確化や規程の整備を図るとともに寄附についてはホームページでの案内開始、外部資金の受入れのために、情報の入手と職員への情報提供と手続きについての助言等確保に努力した。 ・外部資金の受け入れについて経費毎の担当部署が明確化され、適切な運用に必要な規程も整備されたと評価できる。余剰金の使途も将来の施設整備を踏まえ計画的に決められていると評価する。 ・自己資金等の活用で、短期借入金を必要としなかったことは評価できる。 ・施設整備については、借入金を行わずに、自己資金等を活用した。		
・センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めているか。	実績：○ ・平成22年度におけるセンター機能の維持・向上のための整備については、長期借入を行わず、内部資金等を活用することによって行った。 また、固定負債（長期借入金の残高）については約定どおりの償還を行いその残額を減少させた。（業務実績57頁参照）		（その他の意見） ・研究費用をより計画的に行う必要がある。		
・大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。	実績：○ ・大型医療器機等の投資に当たっては、センター内に設置した「施設・医療器機等整備委員会」において、償還確実性についても検証を行い整備の可否を決定している。				
・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。 （ii については、事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）	実績：－ ・時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資金及び運用はない。				
・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資金及び運用はない。				
・短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。	実績：○ ・計画的な資金運用を行い、短期借入金を必要としなかった。（業務実績58頁参照）				

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・老朽化及び建て替え等のため使用しない病棟等、保有する資産で「不要」と認められるものはない。	
	実績：○ ・センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適性配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、コスト削減に努め収支改善を推進したことにより、当期総利益1,178百万円を計上した。 利益剰余金については、経営基盤を安定させ、質の高い医療の提供に欠くことのできない新規投資及び長期借入金の償還に充当する資金として必要な額であり、安定的な業務遂行のために過大な利益とはなっていない。（業務実績60頁参照）	
	実績：○ ・平成22年度については、予定していたMFICUの新設、NICUの増床等の整備を計画的に行った。（業務実績61頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
第５　その他業務運営に関する重要な事項 ２．人事の最適化に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。	第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２．人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。	第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２．人事システムの最適化 業績評価制度の導入に着手し、職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を給与に反映できる制度となるよう検討する。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。	第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２．人事システムの最適化 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施した。また、一般職員への導入準備として説明会を開催した。 国立病院機構との人事交流については、異動が職員の不利益とならないようにするために、給与制度の基本となる部分については、国の制度を踏まえて国立病院機構と同じにすることによって円滑な交流に努めた。また、異動者の給与水準を維持するための現給補償制度について、お互いに決定するとともに、退職手当の期間通算を設けることで、将来においても不利益が生じないよう規程を整備した。このような転籍出向や在籍出向といった制度を構築し適切に運用を図ったことにより、平成22年度における国、国立病院機構、他のNCとの人事交流は転出入合わせて68人となった。その他、国立大学法人との連携を図るために連携大学院制度の活用を検討している。 女性の働きやすい環境整備については、育児短時間勤務制度の拡充を図り、国では就学前の子を養育する職員であったものを、小学校3学年終了までとした。また、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために時間外勤務の制限を請求することができる規程を整備する等、制度面での充実を図った。 医師の業務軽減策として医療クラークを導入するとともに、平成22年度の導入効果の検証も合わせて行っており、平成23年度はさらに医療クラークの拡充を計画している。 【説明資料】 資料３７：基本給表等別男女別職員数〔２３０頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績						
	3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。 また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。	3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。 また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。	3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくとともに、人件費率の高騰を招かないよう、収支相償の原則のもと、医療安全や労働基準法等の関係法令を遵守しつつ、適正な人員配置を行うための増員計画を策定し、人員確保に努めた。 また、職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員については公募制を導入した。平成22年度の常勤職員の公募は18件行ったところであり、採用委員会での選考により優秀な人材の確保に努めている。 1. 看護師確保対策の推進 1) 看護師確保対策 看護部、人事部が協力し看護大学、助産学校等の訪問や各種就職説明会への参加など、センター外での活動を行った。 ・センター内見学説明会 3回 ・業者による週説明会 2回 ・看護大学等学内説明会 3回 ・学校訪問 13校 2) 離職防止策 ① 新人教育体制を充実させ基礎看護実践能力獲得のための支援体制を強化し、新卒1年未満での離職率の低減を図った。 <table><tr><td>新卒1年未満離職率</td><td>21年度</td><td>8.9%</td></tr><tr><td></td><td>22年度</td><td>7.3%</td></tr></table> ② 2 交替制勤務の導入 3) 看護師の処遇改善 看護師の勤務実態に応じた諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。 専門看護手当・夜間看護等手当 2. 医師の処遇改善 ① 医師の勤務実態に応じた緊急呼出待機手当、分娩手当、救急医療体制確保手当等の諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。 ② 医長以上は年俸制にすることで、業務実績を業績年俸に反映できる制度とした。 ③ 一部の診療科においては、交替制勤務を導入することで過重労働の改善を図った。 【説明資料】 資料38：平成23年度の増員について〔231頁〕 資料39：看護職員離職率〔233頁〕 資料40：常勤職員公募一覧〔234頁〕	新卒1年未満離職率	21年度	8.9%		22年度	7.3%
新卒1年未満離職率	21年度	8.9%							
	22年度	7.3%							

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
	（２）指針 センターの平成22年度期首における職員数を751人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。 特に、技能職については、外部委託の推進に努める。 （参考）中期目標の期間中の人件費総額見込み ３１，５２４百万円	（２）指針 安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう、適正な人員配置に努める。 技能職については、外部委託の推進に努める。	（２）指針 平成22年度から平成24年度にかけての病棟再編計画を立て、現在の病棟機能が抱える問題点を整理し、年齢発達段階に応じた療育環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病棟構成とした。病棟再編計画の第1段階を12月に行った。また、9階東病棟にスムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床8床を設置したことに伴い、非常勤看護師8名を常勤看護師として採用し、3人夜勤体制から4人夜勤体制へと変更した。さらに、この病棟再編計画に沿っての人員配置、増員を平成23年度以降行っていくこととしている。 技能職については、平成22年度末1名の定年退職後、非常勤職員による後補充を行い、業務の集約が図られてきた段階で、その業務を外部委託する予定である。 【説明資料】 資料４１：病棟再編関係資料〔２３５頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
３．その他の事項 中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。 ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。	４．その他の事項 センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。 また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。 ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。	４．その他の事項 センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成するための検討を行う。 ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取が可能となるよう整備を行う。	４．その他の事項 一般職員の目線から気づいた、センターが抱える問題点等を幹部職員が直接意見を受け付ける旨の周知を行うとともに、役員による全ての部署の職員を対象とした意見交換を実施した。 その意見交換等を踏まえて、センターとして取り組むべき事項を選定し、「重要性が高く早急に着手する必要がある事項、又は迅速な対応が比較的可能な事項」と「重要性はあるが人員の増強や予算等が関係し時間がかかる事項、又は緊急性がそれほど高くない事項」とに区分し、緊急性が高い項目に対しての取り組みの検討及び対応を行った。 職員の意見聴取が効果的な問題点把握及び迅速な収集が可能となるよう、イントラネットを活用し、かつ、特定の個人が識別されないような方法についての検討を開始した。 【説明資料】 資料４２：職員ヒアリング対応方針〔２３９頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	B
■評価項目 1 4 ■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他事項	（総合的な評定） 人事評価制度の導入を行い、一部管理職に対して12月期賞与に評価結果を反映させるとともに、一般職員への導入準備のため説明会を開催している。 人事交流を円滑に推進できるよう退職手当の期間通算や異動者の現給補償等の制度を設ける等の取組を行い、国・国立病院機構・他のNCとで転出・転入併せて68人の人事交流を行った。 育児短時間勤務制度の拡充等、女性にとって働きやすい環境の整備に努めている。 学校訪問や就職説明会への参加等、看護師確保に努力するとともに、新人教育体制の充実を図り、新卒1年未満での離職率を低減させることができた。 役員による全ての部署の職員と意見交換を実施し、取り組むべき事項を選定した上で緊急性が高い項目に対しては検討及び対応を行っている。			（委員会としての評定理由） 個々の職員の業務実績を適切に反映させるために業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。また、学校訪問や就職説明会への参加等、看護師確保に努力するとともに、新人看護師の教育対制を充実させ、基礎看護実践能力獲得のための支援体制を強化し、新卒1年未満での離職率を低減させた。
[評価の視点] ・職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の効率的運営につなげているか。	実績：○ ・組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年12月期業績手当においては、一部の管理職員について評価を賞与に反映させた。一般職員については、説明会を行い平成23年度導入に向け準備を行った。（業務実績64頁参照）			（各委員の評定理由） ・人事評価制度を導入し、結果を一部管理職の12月賞与に反映させている点や幹部職員・専門技術者を18件公募した点が概ね良好である。今後、女性が働きやすい環境をさらに整えることを期待したい。 ・人事システムの最適化に努力し、業績評価制度を取り入れ、それを昇給等に活かしている。 ・業績評価制度の導入について、管理職の一部には導入実施したが、一般職員には23年度導入への準備にとどまった。 ・人事評価制度の導入により、職員の意欲を高める努力や、独立行政法人国立病院機構との人事交流を円滑に行うための環境整備を行い実際に行われた事は高く評価できる。 ・育児短時間勤務制度の導入など女性の働きやすい環境整備も進捗したと評価する。今後は施設内保育所の整備が行われる事を期待する。 ・女性が働きやすい環境整備への配慮について評価できる。 ・医師、看護師の処遇改善など効率運営に配慮しつつ、整備し優秀な職員の確保の努力が行われたと評価する。 ・適正な人員配置として、病棟再編計画に着手し、非常勤看護師を常勤とするなど計画的に進捗していると評価する。技能職の外部委託化も進捗したと認める。 ・看護師確保対策、離職防止策にも様々な取組みを行い、新卒1年未満の離職率の低減などに成果をあげた。 ・センターのミッションを理解し、センターとして取り組むべき事項を明確化するため、役員と全職員の意見交換などは行っているが、極めて重要なアクションプランが未作成であり、早急な作成が望まれる。 ・アクションプランはできるだけ早急に策定していただきたい。
・人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。	実績：○ ・退職手当の期間通算及び在籍出向や転籍出向といった制度等を構築するとともに、適切に運用を図り、国、国立病院機構等との平成22年度中の人事交流は転出入併せて68人となった。（業務実績64頁参照）			
・女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。	実績：○ ・女性の働きやすい環境整備として、育児短時間勤務制度の対象範囲を小学3学年終了までの子を養育する場合としたこと。3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限することとしたことなど、国の制度をさらに拡充することで利用しやすい制度とした。（業務実績64頁参照）			
・医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。	実績：○ ・良質な医療を効率的に提供していくため、人件費率の上昇を招かないよう収支相償の原則を守りつつ、医療安全や労働基準法等の遵守を考え、平成23年度に向け増員を計画した。（業務実績65頁参照）			
・幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。	実績：○ ・平成23年度の増員計画は医師13名、施設基準取得に向けた対応や増床に伴う看護師の増員75名、その他コメディカル10名の計98名とした。（業務実績65頁参照）			
	実績：○ ・職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員の採用については、公募制を基本としたところである。平成22年度の常勤職員の公募件数は18件行った。（業務実績65頁参照）			（その他の意見） ・医療クラークの導入をもっと積極的に行っても良いように思われる。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・医療ニーズに適切に対応するため、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。	実績：○ ・平成22年度から平成24年度にかけての病棟再編計画を立て、現在の病棟機能が抱える問題点を整理し、年齢発達段階に応じた療育環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病棟構成とした。その病棟再編計画の第1段階を12月に行った。その際、9階東病棟にスムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床8床を設置したことから、非常勤看護師8名を常勤看護師として採用し、また、3人夜勤体制から4人夜勤体制へと変更した。さらに、この病棟再編計画に沿っての人員配置、増員を23年度以降も順次行っていくこととしている。（業務実績66頁参照）	
・技能職については、外部委託の推進に努めているか。	実績：○ ・平成22年度においては、定年退職者1名の後補充は非常勤職員とし、業務の集約が図られてきた段階で外部委託をする予定である。（業務実績66頁参照）	
・センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。	実績：○ ・独法発足と同時にセンターとしての理念、基本方針を制定し、さらに、その実現に向けての取り組みの一環として、職員としての行動宣言を作成した。 ・センターの理念、基本方針、職員の行動宣言を会議等を通じて周知を図るとともに、イントラネットにおいて掲示することにより職員の意識を高めた。	
・アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。	実績：○ ・センターの成果については、プレスリリースを推進するための体制整備を図るとともに、ホームページにおいて積極的に公表を行った。（業務実績77頁参照）	
・ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。	実績：○ ・一般職員が気づいた問題点等を幹部職員が直接意見を受け付ける旨の周知を行うとともに、役員による全ての部署の職員を対象とした意見交換を実施した。（業務実績67頁参照）	
・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・医業収支が特に良好な場合等、幾つかの基準を満たすことを条件として支給することができる年度末賞与の制度を設け、平成22年度においては、その条件を満たすことができたため、職員に対し支給を行った。 ・業務の改善等について、多大な効果又は便益をもたらし、顕著な功績をあげた職員に対し表彰が可能となるよう規程を作定した。 ・職員が業務で発揮した能力等を給与等に適切に反映するために人事評価制度を導入し、平成22年度においては、一部管理職に対して実施した。（業務実績64頁参照）	
・業務改善の取組を適切に講じているか。（業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等）（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・患者満足度調査を実施し、指摘及び意見をいただくとともに、その結果の分析を行っている。また、患者・家族からの意見箱を設置しており、苦情等に対する改善事項を掲示板に貼り出す等、患者・家族への周知を行っている。これらの意見を参考として、アメニティの向上、診療時間の改善、接遇の向上等様々な業務改善に取り組んでいる。（業務実績16, 21頁参照） ・業務で発揮した能力、適正、実績等を適切に評価し、その結果を適正に給与等に反映するとともに、良い部分は発展させ、改善すべき点は速やかに改善を図り、職員の業務遂行意欲の向上を図るための人事評価制度を平成22年度は、一部管理職員に導入を行い、平成23年度からは、一般職員に導入する予定としている（業務実績64頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（厚労省評価委 評価の視点）	実績：○ ・センターが実施する事務・事業については、センターに課せられた使命、国民のニーズ、費用に対する効果等を考慮しつつ、適切なセンター運営及び経営改善の観点から、各職場や委員会を通じ企画戦略会議、執行役員会議等の審議を経て、積極的な実施につながるよう見直しが行われている。	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績						
担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙） 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。 こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育疾患」という。）に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。 このため、センターは、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。 その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1） 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。 そこで、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図る。 また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。 このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加させる。	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1） 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。 そこで平成22年度においては、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成22年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を1%増加させる。	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1） 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 当センターが担当する研究分野で最も重要な使命は再生医療の確立であり、平成22年度においては、ヒト胚性幹細胞3株を樹立し、京都大学に続き日本で2施設目となる画期的な成果をあげた。 成育医療研究分野は内科学会主要研究分野の多くを含み多岐にわたるため、小児期に発症するこれら慢性疾患については予防法の確立及び難治性要因の診断法の確立について重点的に研究している。 平成22年度においては、新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロRNAが難治性疾患（慢性関節炎）の原因となることを世界に先駆けて発表した（Miyaki et al. Genes Dev 24: 1173, 2010）。このマイクロRNAの論文は、Faculty of 1000 Medicineにおいて2カ月の間、全ての医学分野において最も注目された論文として発表され、これまで眼科領域のsiRNA治療に限られていた核酸医療の新たな発展が大いに期待される。 その他、センター内外の共同研究、連携の一層の推進を図った結果として、英文・和文の原著論文数は271件となり、平成21年の原著論文数256件に比して15件（5.9%）増加した。特に英文原著数は、前年194件から205件と著しく増加した。 英文・和文の原著論文発表数 <table><tr><td>平成21年度</td><td>平成22年度</td><td>対平成21年度増減</td></tr><tr><td>256件</td><td>271件</td><td>15件 (5.9%増)</td></tr></table> ※平成22年度 … 英文 205件、和文 66件 平成21年度 … 英文 194件、和文 62件	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	256件	271件	15件 (5.9%増)
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減							
256件	271件	15件 (5.9%増)							

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
2. 具体的方針 （１）疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。	2. 具体的方針 （１）疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。 また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。	2. 具体的方針 （１）疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 平成22年度は先天性代謝異常症の一つである糖原病患者について、最新の治療法である酵素補充療法についての臨床研究を推進する。また川崎病について病院、研究所が共同してその原因の探索、治療法の開発に向けた研究を行う。	2. 具体的方針 （１）疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 ゴーシェ病、ムコ多糖症、ファブリ病、副腎白質ジストロフィーなどライソゾーム病などの先天性代謝異常症の治療を目的としてライソゾーム病センターを設立した。 酵素製剤による治療だけでなく、最新機器を用いた診断や遺伝に関する相談・カウンセリングを含む包括的医療を開始した。 川崎病の病態を解明するために、まず急性期治療のバイオマーカーを確立すること、病態責任分子を同定することを目指し、内科系診療部、総合診療部及び研究所で川崎病チームを結成しゲノムワイドに探索を開始した。平成22年度は当センター内だけでも200例を超える患者試料のマイクロアレイ解析が実施され、治療面では、川崎病インフリキシマブ、インフリキシマブ無効例に対して血漿交換療法を施行し、良好な結果を得た。これらの結果をもとに、インフリキシマブ使用基準案を作成した。 平成19年に川崎病γグロブリン不応性因子として現研究所免疫療法研究室長らが報告したPRV-1やSTAT3をバイオマーカーとして、現在実施しているインフリキマブ療法と血漿交換療法について作用機序を解析している。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。	② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。 具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また基礎研究を組み合わせることにより、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。	② 成育疾患の実態把握 平成22年度は、胎児期から長期にわたる児の追跡調査研究である、成育コホート研究における結果解析に着手する。	② 成育疾患の実態把握 平成15年12月から平成17年12月までの間に旧国立成育医療センター周産期診療科を受診し成育コホート研究への参加協力に同意登録を済ませた1,701名の妊婦を対象として、第一次出生コホートを開始した。出産した妊婦のうち1,504名の母親と1,550名の児が出生コホート研究の継続調査対象となり、平成23年3月時点で調査継続の対象となっている児は1,307名である（追跡率84％）。5歳児健診では、アトピー性皮膚炎の診断に、疫学研究のためにValidateされたUK working partyの診断基準を我が国で初めて用いたり、心理士によるPARS発達問診チェックや内分泌科の医師が陰茎長の測定を行うなど、専門家の協力なくしては得られない検診データを収集中である。また、5歳児より数十μlの血液で100種類以上のアレルゲン抗体の検出可能なキットを利用してアレルギー体質の有無を科学的に検証することを実施している。平成23年度内に対象児に対する測定が終了し、研究成果を発表する予定としている。 「成育母子コホート」として、早産・低出生体重児、ハイリスク母体・不妊治療後の妊娠からの出生児を核に、全例4,000組の母子組み入れ・18歳までフォローアップを目標とする大規模コホート研究を立案・開始した。コホート研究は複数科にまたがって体制を整備し、計画をスタートさせた。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。 成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。 成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。 小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。 また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 高度先駆的な医療を必要とする代表的成育疾患の一つである慢性肉芽腫症治療法開発について、平成22年度は遺伝子治療を実施するための計画について、施設の遺伝子治療臨床研究審査委員会における審査を終了する。 また、標準的治療法開発の一つとして、ネフローゼ症候群に対するリツキシマブ治療を、医師主導治験として多施設共同で開始する。	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 慢性肉芽腫症などの先天性免疫不全症に対する遺伝子治療法を実施する際には、特に厳密に管理された細胞処理センターによる遺伝子導入処理や遺伝子導入後のゲノム検査が必要であり、通常の大学施設等で実施することは困難である。 当センターでは先天性免疫不全症などの遺伝子治療センターとして使命を果たすべく、平成22年度に、研究所内に新たに骨髄細胞遺伝子の導入に特化した細胞処理センターの構築を開始するとともに、研究所成育遺伝研究部長を病院免疫科医長として併任させ、遺伝子治療を実施するための環境を整えた。 そして、原発性免疫不全症のなかで最も頻度の高いX連鎖慢性肉芽腫症（X-CGD）に対する造血幹細胞遺伝子治療を計画し、2回の遺伝子治療臨床研究審査委員会での審議を経て、本遺伝子治療臨床研究は平成23年2月24日付で承認された。現在、厚生労働省厚労科学審議会へ提出しており、審議を待っている状況である。 当センターは、先天性免疫不全症や先天性代謝疾患などの遺伝子治療センターとして位置づけられており、今後は、当センター患者のみならず、全国より患者細胞が送付されることになっている。 難治性ネフローゼ症候群へのリツキシマブ治療の医師主導型治験を実施している。またステロイド抵抗性ネフローゼ症候群へのリツキシマブ治療を推進し、従来の治療法では寛解し得なかった患者の治療に成功している。さらに我が国における難治性ネフローゼ症候群へのリツキシマブ治療の現状の全国調査を行った。 胎児頻脈性不整脈に対する胎児治療の先進医療の申請を行い、当センターにおいても実施を開始し、高度先駆的治療法の推進を行う。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平 成 2 2 年 度 の 業 務 の 実 績						
④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。 この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。 また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。 これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図ること。	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。 成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。 このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図る。	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成22年度においては、骨格形成と関節炎に係る網羅的遺伝子構造・発現解析研究に着手する。 また、平成22年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数を平成21年度に比し、1%の増加を図る。	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 網羅的遺伝子構造解析の一環として、新たに発見され遺伝物質として注目されているマイクロRNAの一つマイクロRNA164が骨格形成や慢性関節炎等の難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発表した。その他、新しい診断・治療技術の開発につなげるための成育医療にかかる研究成果として、生後まもなく嘔吐下痢などの症状をきたす免疫学的機序が不明な消化管アレルギーについて全国から試料・臨床データ等を収集解析し、4つの異なる疾患群に分類されうることを世界で初めて見いだした。 また、中期目標の意識の周知や研究の奨励を行うことにより研究費獲得への職員の士気が高まり、競争的研究費等の大幅な獲得が図れた。さらに、臨床研究の指針に関する説明会を積極的に開催したことによって、医師・研究者が積極的に倫理委員会に申請を行い、特に病院医師からの申請が増加し、平成22年度の臨床研究実施件数は129件（倫理委員会承認件数103件、治験実施件数26件）と、平成21年度に対して53件（69.7%）の大幅な増加となった。 臨床研究実施件数及び治験実施件数 <table><tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr><tr><td>76件</td><td>129件</td><td>53件 (69.7%増)</td></tr></table>	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	76件	129件	53件 (69.7%増)
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減							
76件	129件	53件 (69.7%増)							

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
（2）均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。 成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。	（2）均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。 診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要な研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請を目指す。 次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。	（2）均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインの作成に着手するとともに、先進医療・高度医療について1件の申請を目指す。 また、人材育成ツールとして、系統だった教育・研修システムツールの開発に関する検討を行う。	① 医療の均てん化手法の開発の推進 eラーニングを用いた成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインの作成に着手し、「小児での体内補助人工心臓埋め込み術」や「双胎間輸血症候群に対する胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術」等の均てん化を目指す一方、「胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈剤投与」の高度医療の申請も行った。 また、人材育成ツールとしても、eラーニングを用いた成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインが活用できるよう検討を開始した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
② 情報発信手法の開発 成育医療に関する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。	② 情報発信手法の開発 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。 ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する理解を支援するために、必要な情報やその発信方法について、研究するとともに実践する。	② 情報発信手法の開発 ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 成育医療に対する理解を促進し、医療従事者や患者・家族に対する支援の質を向上させるため、ホームページ上に小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を開始する。	② 情報発信手法の開発 ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報として、メールマガジン（10号36記事）を発行し、ホームページ上でも公開している。その他、成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて次の取り組みを行っている。 ・小児がんの情報に特化した薬剤情報や専門的医学情報を充実させ、平成22年度は7種の薬剤の情報を追加した。 ・先天性心疾患の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を行った。 ・センターの年報・業績集について掲載を行い、研究成果や最新情報の公開に努めた。 また、画期的な成果をあげた研究者は直ちに幹部に連絡することを徹底させ、幹部とプレスリリース文章を推敲した後、広報部門より速やかに各方面に連絡を行う体制を構築した。その結果、ヒトES細胞の樹立などの7件の研究成果がNHKや全国紙で報道された。 【説明資料】 資料２２：成育すこやかジャーナル〔１４２頁〕 資料２３：小児がん情報ステーションについて〔１４７頁〕 資料２４：研究成果の新聞報道等について〔１５３頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。 さらに、成育医療の適正化のための医療経済学的研究推進により、不採算部門となっている小児・産科医療費の適正化に資する政策提言について検討する。	イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 国と連携しつつ、専門的提言を行うための手法について検討を開始するとともに、不採算部門となっている小児・産科医療費関係の現状調査・分析を行う。	イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 6NC共同で行うゲノム医学・再生医療分野のバイオリソースのバンク化を推進するための検討ワーキンググループに参加し、バイオバンクの構築の他、高精度な医療情報とその追跡システムの構築、国民への情報発信・アウトリーチ活動、網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意の是非、未成年の代諾同意のあり方についての検討を開始した。特に包括同意及び未成年の代諾同意については、現状の国が示している指針では、手続き等について様々な問題があるため、指針の改定についての提言を検討している。 経営工学的分析研究にて小児救急センターの現状調査及び分析を行った。 小児救急に比較的多い小児喘息患者の治療の標準原価を算定し、当該疾病の治療の標準原価の費目別構成割合を把握した。 その結果、人件費が標準原価の70%超と総額の大部分を占めることが明確となり、小児喘息において治療の標準原価は重度区分（トリアージ区分）の治療の業務内容の違いではなく、在院時間と強い相関関係にあることが判明した。また、治療の標準原価と診療報酬点数を比較した結果、どの重度区分においても標準原価を下回っていることが判明した。 今後、治療の標準原価の結果に基づいた診療報酬点数の設定を提言し、小児救急の充実を図る必要性を訴えていく。 小児集中治療、新生児医療、緩和医療、小児看護、生命倫理、法学の各分野の専門家に患者家族を加えた研究班を構成し、我が国の小児患者の看取りの問題点を調査・解析し、合わせて海外の現状も調査した。 その結果をもとに、小児医療の進歩にも関わらず救命できない子どもとその家族に対してより良い医療を提供できるよう、どのような提言が可能か検討を行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
	ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進 妊娠と薬情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来および相談窓口の設置と展開により、情報収集と情報提供による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。	ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進 ホームページを介して、授乳中の薬剤使用に関する情報を提供する等、妊娠と薬情報センターにおける患者への情報提供及び患者からの相談対応について取り組む。	ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進 ホームページにおいて、授乳中の薬剤使用に関する情報の提供として「授乳中に使用しても問題ないとされる薬剤（99薬剤）」、「授乳中には使用できない薬剤（3薬剤）」の表を公開するとともに、妊娠と薬に関する医療機関及び患者からの相談について、適切に対応した。さらに、妊娠と薬情報センターの活動として以下の取り組みを行った。 ・相談事業の均てん化を目的とした拠点病院を2カ所増やし全国で15カ所とした ・妊婦・授乳婦専門薬剤研修で6名の薬剤師の受け入れ ・提供する情報の品質管理を目的とした成育ステートメント検討委員会の開催 ・一般医師・薬剤師を対象としたフォーラムの開催 ・平成23年度から新たに加わる予定の4病院を含めた19カ所の医師・薬剤師を対象とした研修会の実施 ・トロント小児病院への研修派遣 また、女性総合外来において、母性医療に関する相談を受け、個々の症例にあった最新で最善の治療方針について情報提供を行うとともに、厚生労働省主催の「女性の健康週間」イベントで「母性内科医からみる成熟期女性の健康」と題して講演を行った。 その他、ホームページにおいて、下記事項について情報提供を行うとともに患者からの相談等についても取り組みを行った。 ・先天性心疾患に関する情報を提供するとともにメールアドレスを公開し、患者からの相談対応を行った。 ・肥厚性皮膚骨膜炎について、一般向け疾患解説ページを開設した。 【説明資料】 資料４３：妊娠と薬情報センター〔２４３頁〕

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評価	S	評 定	S
■評価項目 3 ■ 研究・開発に関する事項 （3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	（総合的な評定） 日本で2施設目となる画期的な成果として、ヒト胚性幹細胞3株を樹立した。 マイクロRNAが難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発表し、この論文はFaculty of 1000 Medicineにおいて2ヶ月の間、医学分野において最も注目された論文となった。 ライソゾーム病などの先天性代謝異常症の治療を目的としたライソゾーム病センターを設立し、最新機器を用いた診断や遺伝に関する相談・カウンセリングを含む包括的医療を開始している。 センター内において川崎病チームを結成し200例を超える患者試料のマイクロアレイ解析が実施され、また、川崎病インフリキシマブ、血漿交換療法を施行し良好な結果を得たことをもとに、インフリキシマブ使用基準案を作成した。 X連鎖慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞遺伝子治療について、遺伝子治療臨床研究審査委員会で承認され、厚生労働省厚労科学審議会での審議を待っている状況である。 免疫学的機序が不明な消化管アレルギーについて全国から試料・臨床データ等を収集解析し、4つの異なる疾患群に分類されうることを世界で初めて見いだした。 高度医療として「胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈剤投与」の申請を行い、平成23年2月1日付にて許可された。 患者・家族・国民向けの情報として、メールマガジンを発行するとともに、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて小児がん情報ステーション等様々な取り組みを行っている。 バイオバンクの構築に係る網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意の是非、未成年の代諾同意について国の指針に対する改定のための提言、治療の標準原価の結果に基づいた診療報酬点数の設定についての提言等を検討している。		（委員会としての評定理由） センターの最も重要な使命である再生医療の確立として、ヒト胚性幹細胞（ES細胞）3株を樹立した。京都大学に続き日本で2施設目となる画期的成果を上げたことは大いに評価する。また川崎病の病態を解明するため、多施設共同研究（川崎病ゲノムコンソーシアム）を結成するとともに、センターだけでも200例を超える患者試料のマイクロアレイ解析を実施し、治療面では、川崎病インフリキシマブ、インフリキシマブ無効例に対して血漿交換療法を施行し良好な結果を得たことをもとに、インフリキシマブ使用基準案を作成したことは高く評価する。	
[数値目標] ・中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加 （平成21年度 256本）	・センター内外の共同研究連携の推進を図り、平成22年度の英文・和文の原著論文数は271件となり、平成21年度に比して15件（5.9%）増加し、年度計画の1%を大幅に上回ることができた。特に英文原著数は、前年194件から205件と著しく増加した。（業務実績71頁参照）		（各委員の評定理由） ・再生医療の確立を最も重要な使命として、ヒト胚性幹細胞(ES細胞) 3株を樹立した点及び新発見遺伝物質としてマイクロRNAが慢性関節炎等の難治性疾患の原因になることを世界に先駆けて発見し、世界的に高く評価されている点が、著明な成果を上げた。 ・センターの最重要ミッションである再生医療の確立において、ヒトES細胞 3株樹立という画期的成果を上げたこと、マイクロRNAに関する論文を世界に先駆けて発表し、大いに注目されたことなどセンターのミッション役割を十分認識した顕著な成果であり、高く評価する。 ・ヒト胚性幹細胞の樹立に代表される再生医療への取り組みやマイクロRNAが慢性関節炎の原因となる事を発表するなど核酸医療の進歩に直結する研究など大変高く評価できる。結果論文数も計画を大きく上回った点も高く評価できる。 ・ライソゾーム病センターを設立し、ライソゾーム病について酵素製剤による治療だけでなく、診断や遺伝に関する相談を含む包括的医療を開始した点、川崎病の病態解明のため多施設共同研究体制、ゲノム情報解析、新たな診断や治療法の試みなどを実施している点、および7年前からの出生コホート研究を継続し、さらにアレルギー性疾患の発生要因等を明らかにする目的で「成育母子コホート」を開始した点なども優れていると判断される。 ・ライソゾーム病センターの設立により先天性代謝異常症の包括的医療の開始や川崎病病態解明の研究が進捗したことは大変高く評価できる。 ・「成育母子コホート研究」は計画を上回って進捗していると評価できる。 ・川崎病チームを結成し、200例を超える患者試料のマイクロアレイ解析の実施や、新しい治療法も検討されている。 ・骨髓細胞遺伝子の導入に特化した細胞処理センター構築に着手し、X連鎖慢性肉芽腫症に対する遺伝子治療の臨床研究の準備が具体的に整うなど大変高く評価できる。臨床研究実施件数も初年度において中期計画を大きく上回る実績となった点など大変高く評価できる。 ・高度医療の実施にも積極的で、高度専門的な技術をもつ人材の育成に努力している。 ・数値目標については、期間中に、原著論文発表数を5%以上増に対して5.9%増と、臨床研究及び治験実施件数合計を5%以上増に対して69.7%増と大幅に、先進医療高度医療を 3 件申請に対して、既に1 件申請し認可とそれぞれ目標を(大きく)上回っており、高く評価する。	
・中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加（平成21年度76件）	・競争的研究費等の大幅な獲得及び医師・研究者が積極的に倫理委員会の申請を行うことにより、平成22年度の臨床研究実施件数は129件（倫理委員会承認件数103件、治験実施件数26件）となり、平成21年度に対して53件（69.7%）の大幅な増加となった。（業務実績75頁参照）			
・先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請	・平成22年度は高度医療「胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈剤投与」を申請し、平成23年2月1日付にて許可された。（業務実績76頁参照）			
[評価の視点] ・研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。	実績：○ ・企業との共同研究を円滑に推進するため、共同研究審査委員会を設立し、7件の申請を受理するとともに、5名の企業研究員を受け入れた。連携大学院ほか大学院生として16名を受け入れた。職員が小児科学会、小児内分泌学会、アレルギー学会、小児アレルギー学会等で理事を兼務しており、今後さらに連携を深めていく予定。			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。	実績：－ ・発刊されてから2,3年経過しないと十分に引用されないので、平成23年1月第一週にWeb of Scienceを用いて、過去5年間（平成18年から平成22年）に発刊された国立成育医療研究センターのクレジットのある論文を対象にして検索した。 ・平成23年1月時点の過去5年間の当センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文225件の被引用総数は総計1,414件であった。平成22年1月時点に遡って検索するためには膨大な手作業が必要となり、現実的には不可能なため、今後は毎年1月第一週に同様の操作で調査を実施し、その推移を報告することとしたい。	
・成育疾患、特に希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進しているか。	実績：○ ・新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロRNAが慢性関節炎等の難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発表した。 新生児・乳児アレルギー性胃腸炎が4つの異なる病型に細分類されること、従来知られているアレルギー反応とは異なる機序で起こることを発表した。	
・不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、発症メカニズム解明に関する研究を推進しているか。	実績：○ ・世界で初めて、胎盤側と胎児側において異なる2つのインプリンティングセンター（IG-DMRとMEG3-DMR）が存在すること、及び受精後に確立されるインプリンティングセンター（MEG3-DMR）は胎児（つまり各種臓器）の正常な形成に必須であることを突き止めた。	
・成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進しているか。	実績：○ ・平成15年より実施している第一次出生コホートに加え、平成22年度より主として低出生体重児の分子遺伝学的な機序解明を目指した新たな出生コホートを立ち上げた。（業務実績73頁参照）	
・成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指しているか。	実績：○ ・当センターは、小児の生体肝移植の年間実施件数が日本のみならず世界で随一の実績を誇る一方、レシピエントの体重が極端に少ない等の理由から移植ができないケースもある。平成22年度は、この問題点を解決するため肝細胞移植に関する研究を推進し、臨床研究のための倫理審査を終了した。 原発性免疫不全症のなかで最も頻度の高いX連鎖慢性肉芽腫症（X-CGD）に対する造血幹細胞遺伝子治療研究が平成23年2月24日付で承認された。（業務実績74頁参照）	
・成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指しているか。	実績：○ ・成育母子コホート研究として、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を行い、心身の発達や疾患に影響を与える要因の解明を開始した。 〔（4,000組の母子を組み入れ予定。（現在、600組をリクルート済み）〕	
・成育疾患に対する既存の治療法について、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進しているか。	実績：○ ・倫理審査委員会で承認された臨床研究の中には、安全性を確認しつつ有効性の瀬踏みをする探索的臨床試験(第二相)及び、それまでに得られた有効性・安全性の仮説を検証する検証的試験(第三相)も含まれて行われている。	
・小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進しているか。	実績：○ ・呼吸器及び中枢神経ウイルス感染症について迅速診断法の開発を推進している。また、外部施設（東京医科歯科大学）と共同で多種類のウイルス感染迅速診断法につき、高度医療承認に向けて準備中である。臓器移植後の免疫不全状態把握については、EBウイルスの定量並びに感染細胞の同定による診断法を開発中であり、同様に高度医療承認を目指している。	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）		
評価の視点		
・生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図っているか。	実績：○ ・小児がんについては、病理・細胞マーカー・遺伝子の診断体制を整備するとともに、全国から症例を収集のうえ診断し、試料を保存する体制を整備した。これらの試料を活用し施設内のみならず施設外研究者へ配分し研究開発を活性化している。	
・成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進しているか。	実績：○ ・新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロRNAが骨格形成や慢性関節炎等患の原因となることを世界に先駆けて発表した。その他、生後まもなく嘔吐下痢などの症状をきたす機序不明の消化管アレルギーについて全国調査を行い、4つの異なる疾患群に分類されうることを見いだした。（業務実績75頁参照）	
・成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進しているか。	実績：○ ・厚生労働省の「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」で臨床上の必要性を評価された医薬品のうち、抗てんかん薬2件の治験を実施した。また未承認の尿素サイクル異常症とムコ多糖症の治療薬について国内使用例での臨床研究を実施した。さらに、上記検討会議で治験実施が決定された適応外薬・未承認薬のうち、3品目について治験もしくは製造販売後臨床試験の実施について製薬企業との打ち合わせ・実施準備等を行い、また未承認薬2品目について医師主導治験の立案を開始した。	
・成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行っているか。	実績：○ ・患者満足度調査及び病院機能評価における自己評価を実施し、その結果より指標に繋がるべく問題点の分析及び対応策の検討を開始した。	
・診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要な研究を推進しているか。	実績：○ ・eラーニングを用いた成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドライン作成に着手した。（業務実績76頁参照） ・食物アレルギーに対する経口免疫療法や重症喘息発作の治療、アンチバイオグラムに基づく抗生剤選択及び薬剤の使用制限等、地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等についての研究に努めている。	
・成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進しているか。	実績：○ ・質の高い臨床研究を日常的に行うためには、若手に対して持続可能な形で教育体制整備が必要であるため「若手研究者を対象とした臨床研究教育プログラム（案）」を作成する等、教育・研修システムの開発に努めている。	
・成育医療に対する正しい理解を促進し、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施しているか。	実績：○ ・成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて国民及び医療機関に向けて、小児がんに特化した最新の治療情報、センターの業績、メールマガジン等を公開・提供している。（業務実績77頁参照） ・画期的な成果をあげた研究者は直ちに幹部に連絡することを徹底させ、幹部とプレスリリース文章を推敲したのち、広報部門より速やかに各方面に連絡を行う体制を構築した。その結果、独法化後ヒトES細胞の樹立などの7件の研究成果がNHKや全国紙で報道された。（業務実績31・77頁参照）	